

男女共同参画プランよっかいち 2021～2025

基本計画

四 日 市 市

令和3年3月

目 次

第1章 プラン策定の趣旨と背景	
1 プランの策定にあたって	2
(1) プラン策定の趣旨	
(2) プランの位置づけ	
(3) プランの計画期間	
2 プラン策定の背景	4
(1) 市民意識調査及び企業意識・実態調査からみた本市の現状	
(2) 市民意識調査及び企業意識・実態調査と前プランの評価からみる課題	
第2章 プランの基本的な考え方	
1 プランの基本的な考え方	20
(1) 基本理念	
(2) プラン推進にあたっての重要な視点	
(3) 基本目標	
第3章 プランの体系と施策展開	
1 プランの体系	26
2 施策展開	27
基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくりと環境づくり	27
重点課題(1) 男女共同参画意識の啓発	
重点課題(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進	
重点課題(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	
重点課題(4) 地域社会での男女共同参画の推進	
重点課題(5) さまざまな生活支援の充実	
重点課題(6) 人生100年時代を見据えた健康づくり	
基本目標2 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの促進	32
重点課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画	
重点課題(2) 女性の社会参画への支援	
重点課題(3) ワーク・ライフ・バランスの促進	
基本目標3 あらゆる暴力を許さない社会づくり	35
重点課題(1) DVを許さない意識づくり	
重点課題(2) 安心して相談できる体制づくり	
重点課題(3) 被害者等の保護充実と自立支援	
第4章 プランの推進にあたって	
1 推進体制	40
2 目標指標の説明	43
参考資料	45

■ 第1章 プラン策定の趣旨と背景 ■

1 プラン策定にあたって

(1) プラン策定の趣旨

本市では、平成7年に「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」、平成14年に「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」を策定するなど、男女共同参画の推進に積極的に取り組んできました。そして、平成18年には、市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会の実現を目指すための「四日市市男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、「男女共同参画社会基本法」及び「四日市市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画として、平成22年に「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、翌年の平成23年には「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定しました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づく基本計画として、平成25年に「四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画」を策定し、これを包含する形で、平成27年に「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」を策定しています。さらに、平成30年に行った「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」の見直しにおいて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく推進計画を包含しました。これによって、現行のプランは「男女共同参画社会基本法」及び「四日市市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画に、「配偶者暴力防止法」に基づく基本計画及び「女性活躍推進法」に基づく推進計画を加えた包括的な計画となっています。

これらの計画に基づき、本市では、男女共同参画推進のため、さまざまな施策に取り組んできました。特に「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」においては、重点課題ごとに目標指標を掲げ、一定の成果を上げてきました。しかしながら、いまだ政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさ、配偶者等からの暴力など、取り組むべき課題は多く、これらの課題解決のためには、引き続き男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが必要です。

このような状況のもと、令和2年度で「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」の計画期間が終了することから、令和元年8月に、男女共同参画に関する市民意識調査及び企業意識・実態調査により市内における実態把握を行い、令和2年1月に四日市市男女共同参画審議会に対して、次期男女共同参画基本計画の考え方について諮問し、同年5月に答申を受けました。

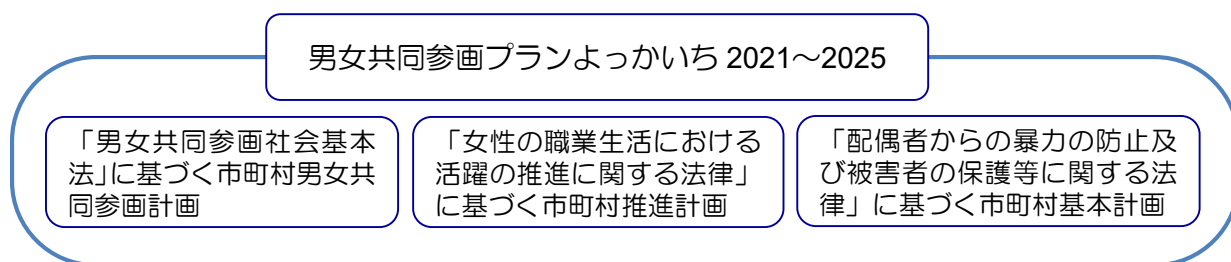
本市では、この答申を踏まえ、国の第5次男女共同参画基本計画の策定内容も勘案した上、四日市市総合計画2020～2029における基本構想の推進にあたっての基本的な考え方にあるSDGsの達成に向けて取り組むため、「男女共同参画プランよっかいち2021～2025」（以下、「プラン」という）を策定します。

そして、このプランに基づき、男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(2) プランの位置づけ

1. 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び「四日市市男女共同参画推進条例」第9条第1項で定められた「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」に位置づけられるものです。
2. 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置づけられるものです。

3. 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置づけられるものです。



(3) プランの計画期間

プランの計画期間は、四日市市総合計画 2020~2029 における重点的横断戦略プランの期間（令和2年度から令和6年度）と同様の5年間（令和3年度から令和7年度）とします。ただし、計画期間内であっても、他の計画との整合性や国の動向、社会情勢が大幅に変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。また、別途、実施計画を作成し、毎年度見直しを行うことで、その時々の実情に応じた施策を実施することとします。

2 プラン策定の背景

(1) 市民意識調査及び企業意識・実態調査からみた本市の現状

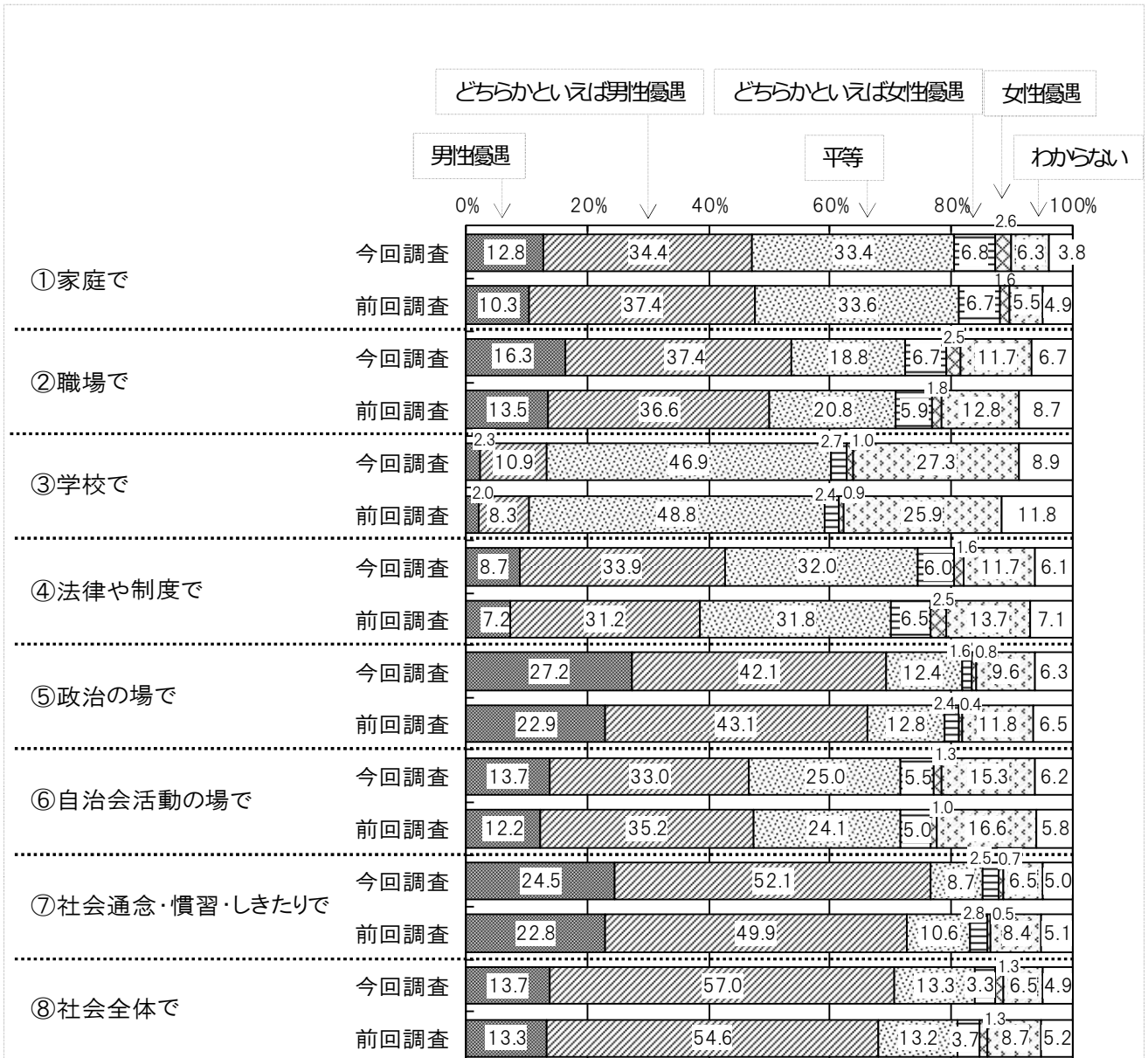
令和元年8月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査（有効回収数 1,167）」及び「男女共同参画に関する企業意識・実態調査（有効回収数 530）」の結果から主に次のような本市の現状が見えます。

①男女の平等感について

現
状

「男女平等」になっていると思う人の割合は、「社会全体で」わずか 13.3%（前回（平成29年度）調査比 0.1 ポイント増）で、「男性のほうが優遇されている（どちらかといえばそう思うを含める）」と思う人が 70.7%と前回よりも増加しています。（前回調査比 2.8 ポイント増）また、「職場で」、「学校で」など多くの分野で「男性のほうが優遇されている（どちらかといえばそう思うを含める）」と思う人の割合が前回調査に比べ増加しています【資料1】。

男女の平等感（分野別）【資料1】



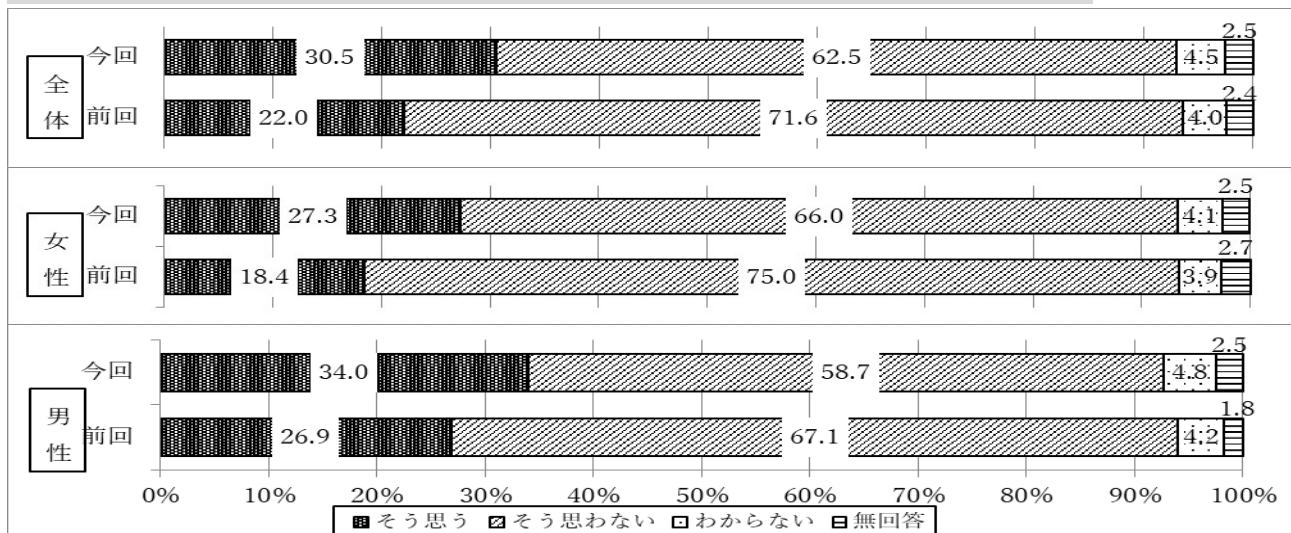
②「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について

現
状

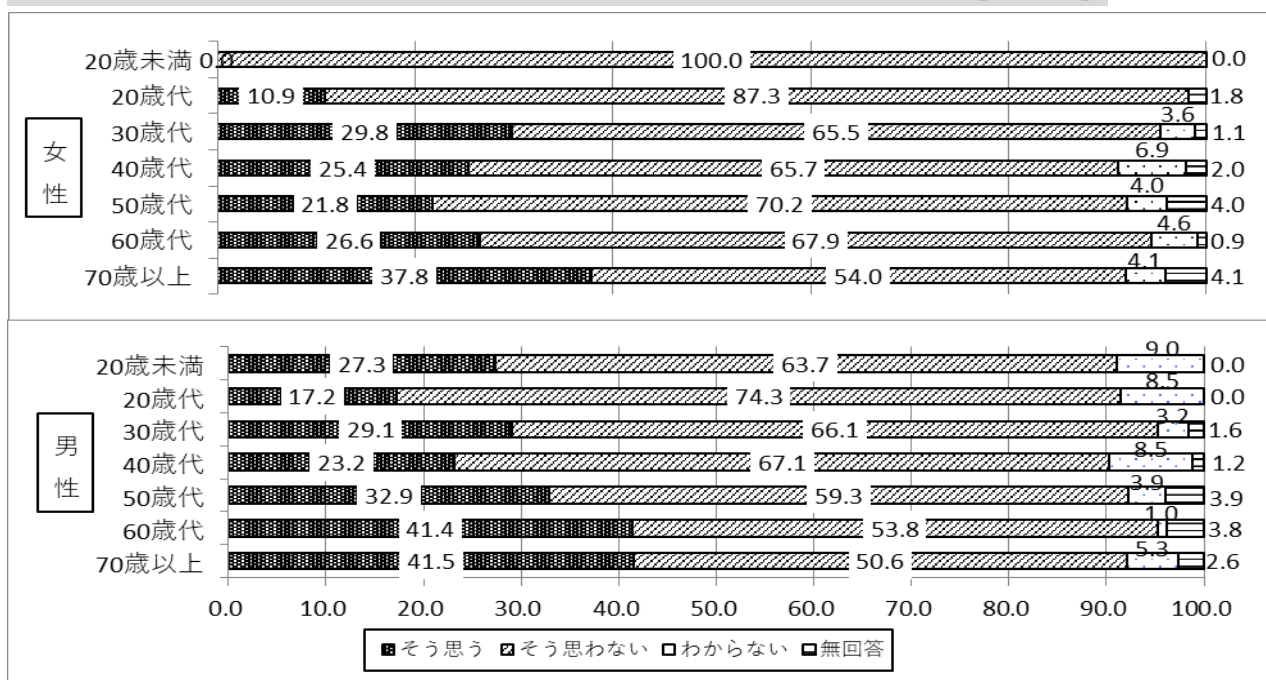
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について、「そう思う（どちらかといえばそう思うを含める）」と回答した人は、全体で30.5%と前回調査時に比べ、8.5ポイント増加しています【資料2】。性・年代別で見ると、女性の若い世代ほど「そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含める）」傾向にあり、20歳代以下では8割以上を占めています。また、30歳代～60歳代においても6割以上が「そう思わない」と答えています。それに対し男性は、20歳代を除く年代の2割以上が「そう思う」傾向にあり、50歳代で3割以上、60歳代～70歳代以上で4割以上を占めています【資料3】。

「そう思う」理由については、特に女性において、「家事・育児・介護と両立しながら、働き続けることは大変だと思うから」や「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」との意見が多く、「仕事と家庭の両立の困難さ」や「男女の賃金格差」などの現実から「そう思う」傾向が読み取れます【資料4】。

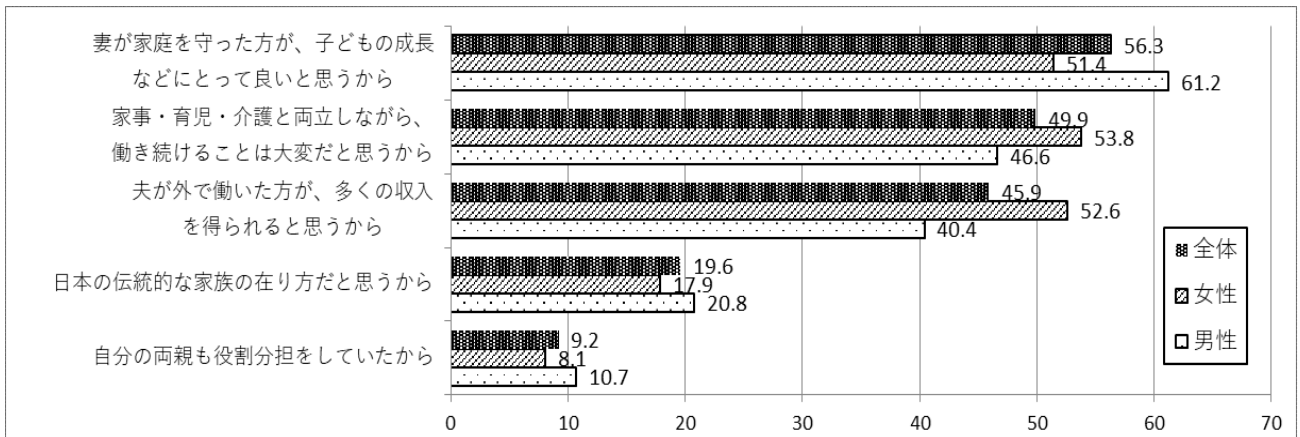
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について【資料2】



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方（年代別）【資料3】



「そう思う」理由【資料4】



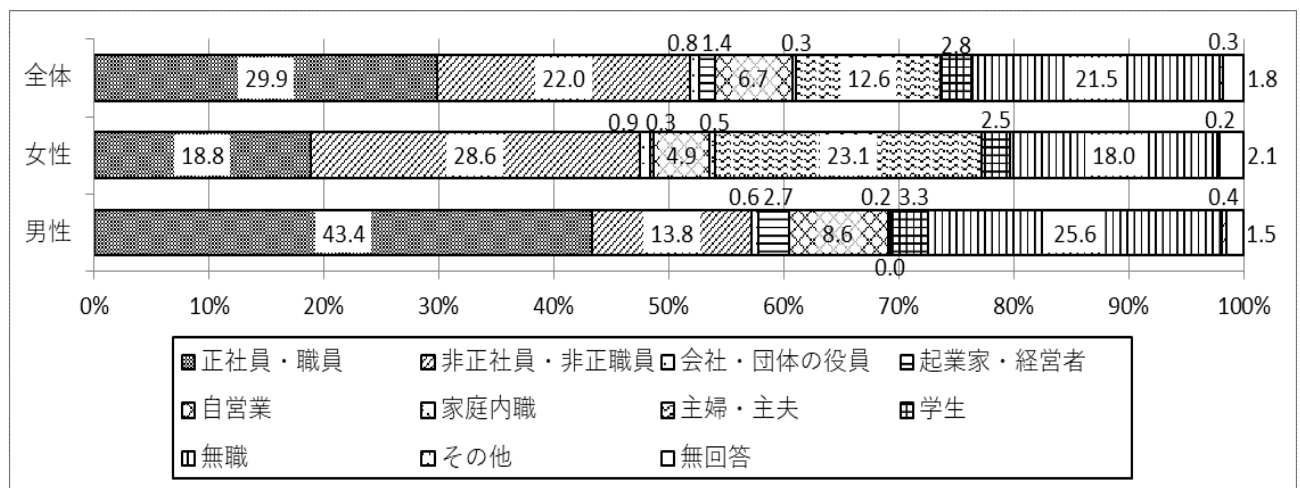
③就業形態と女性が職業を持つことについて

現
状

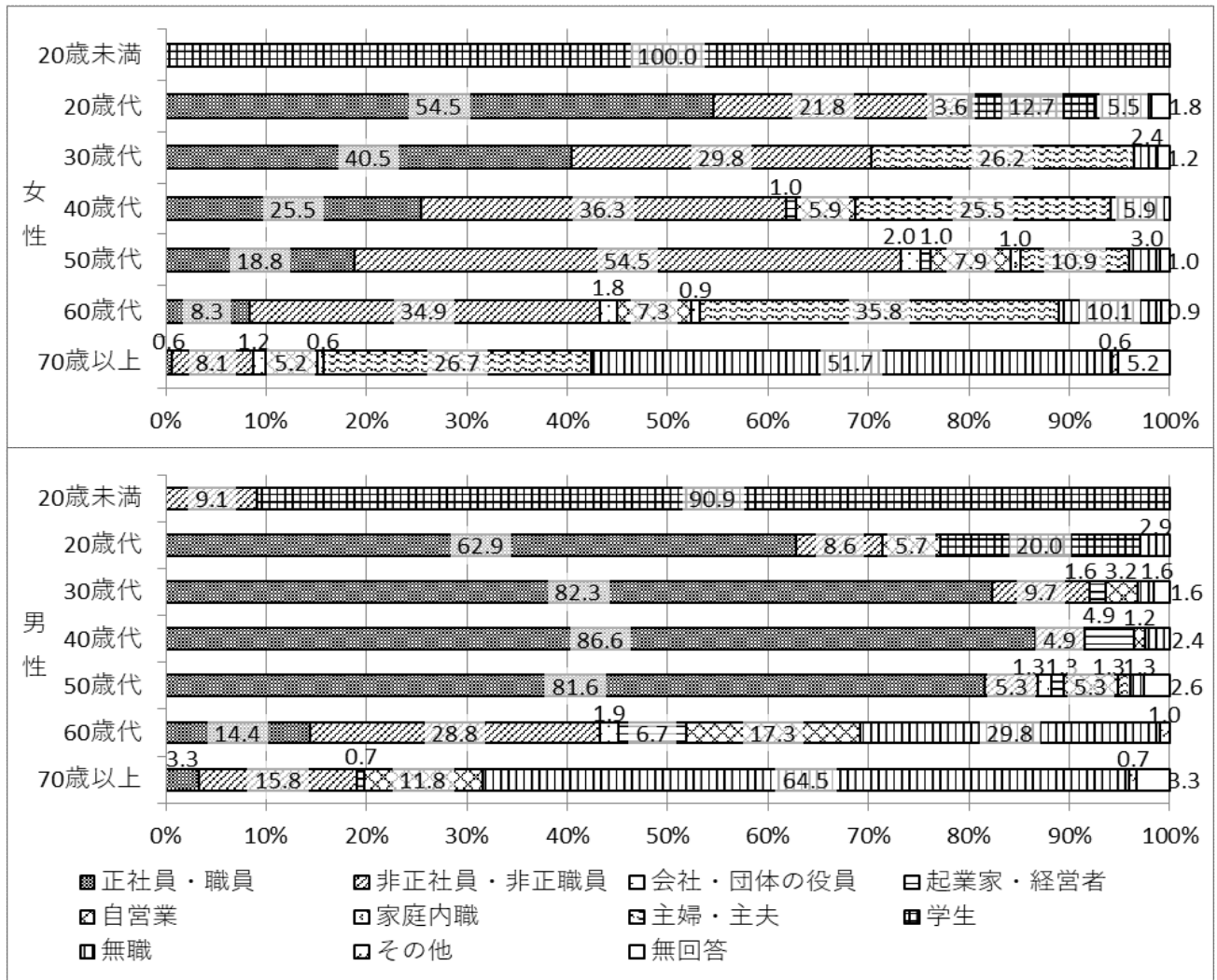
就業の状況を見ると、女性は「非正社員・非正職員」、男性は「正社員・正職員」の割合がそれぞれ高く【資料5】、女性は年代が上がるほど「正社員・正職員」の割合が減少傾向になり、それに対し男性は、30歳代～50歳代まで大きな変動がないことがわかりました【資料6】。

女性が職業を持つことについての考え方については、男女とも「子どもができて、ずっと職業を持ち続けるのがよい」が最も多く、前回調査に比べ女性で7.2ポイント、男性で6.3ポイント増加しています【資料7】。また、女性が職業を持ち続けていく上での障害として、「育児休業、保育施設などが整備されていないこと」、「家族の協力、理解などが得られないこと」などの理由が挙げられています【資料8】。

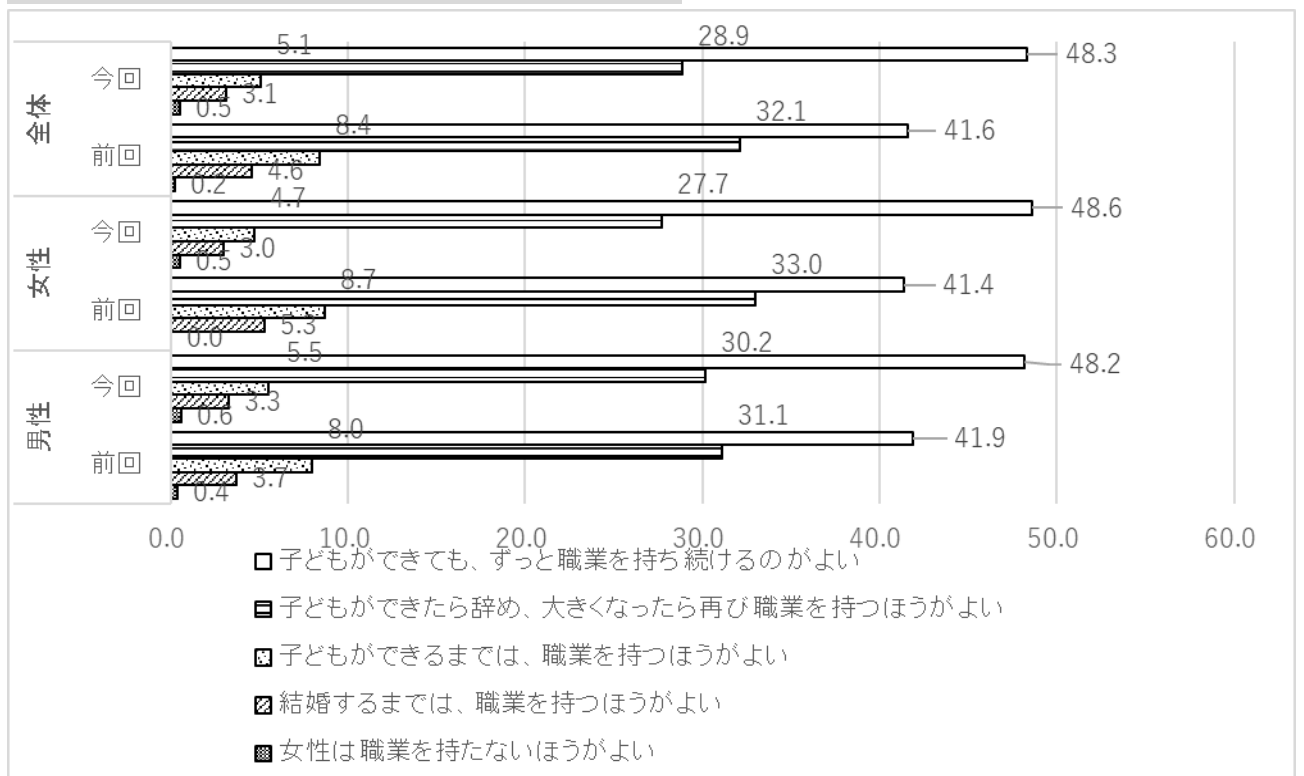
現在の就業形態【資料5】



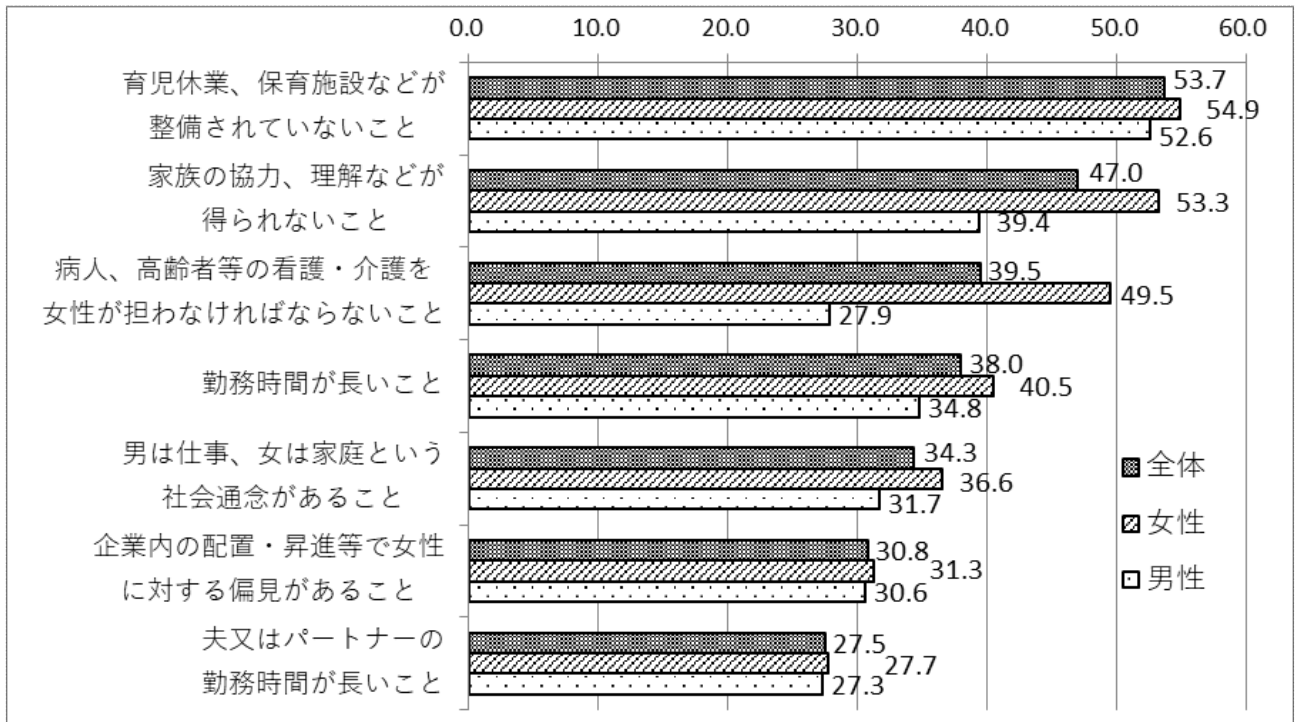
現在の就業形態（年代別）【資料6】



女性が職業を持つことについての考え方【資料7】



女性が職業を持ち続けていく上で障害と思うこと【資料 8】

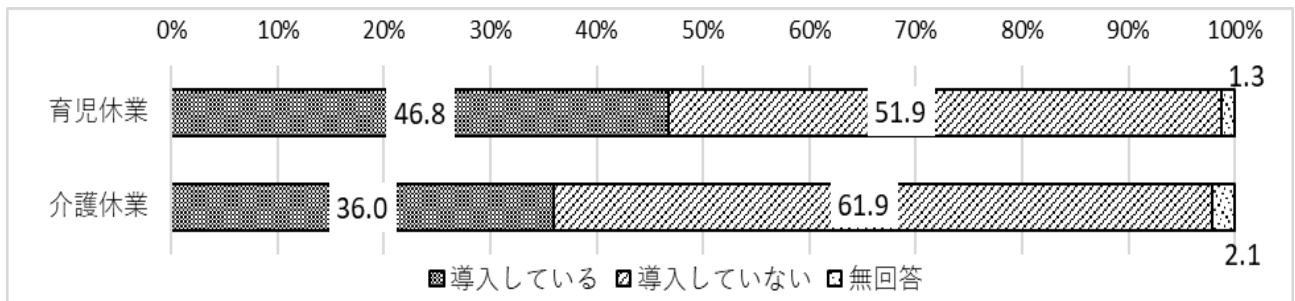


④育児休業制度、介護休業制度の導入状況について

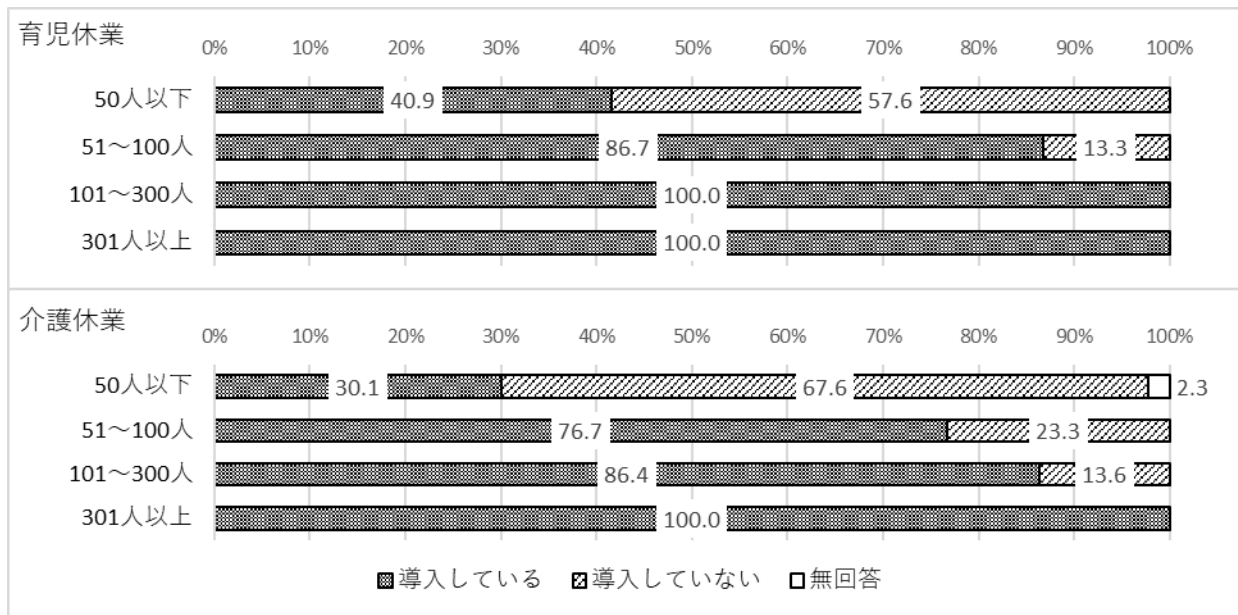
現
状

企業意識・実態調査で、育休制度を「導入している」事業所は 46.8%、「導入していない」事業所は 51.9%と、「導入していない」事業所のほうが多いことがわかりました【資料 9】。従業者規模別で、101 人以上の事業所では「導入している」が 100.0%となっている一方、「50 人以下」の事業所では「導入していない」が過半数を占めることがわかっています【資料 10】。一方、介護休業制度を「導入している」事業所は 36.0%、「導入していない」事業所は 61.9%と、育児休業制度よりも導入されていないことがわかりました【資料 9】。

市内事業所における育児休業制度・介護休業制度の導入の有無【資料 9】



育児休業制度・介護休業制度の導入の有無（従業員規模別）【資料 10】



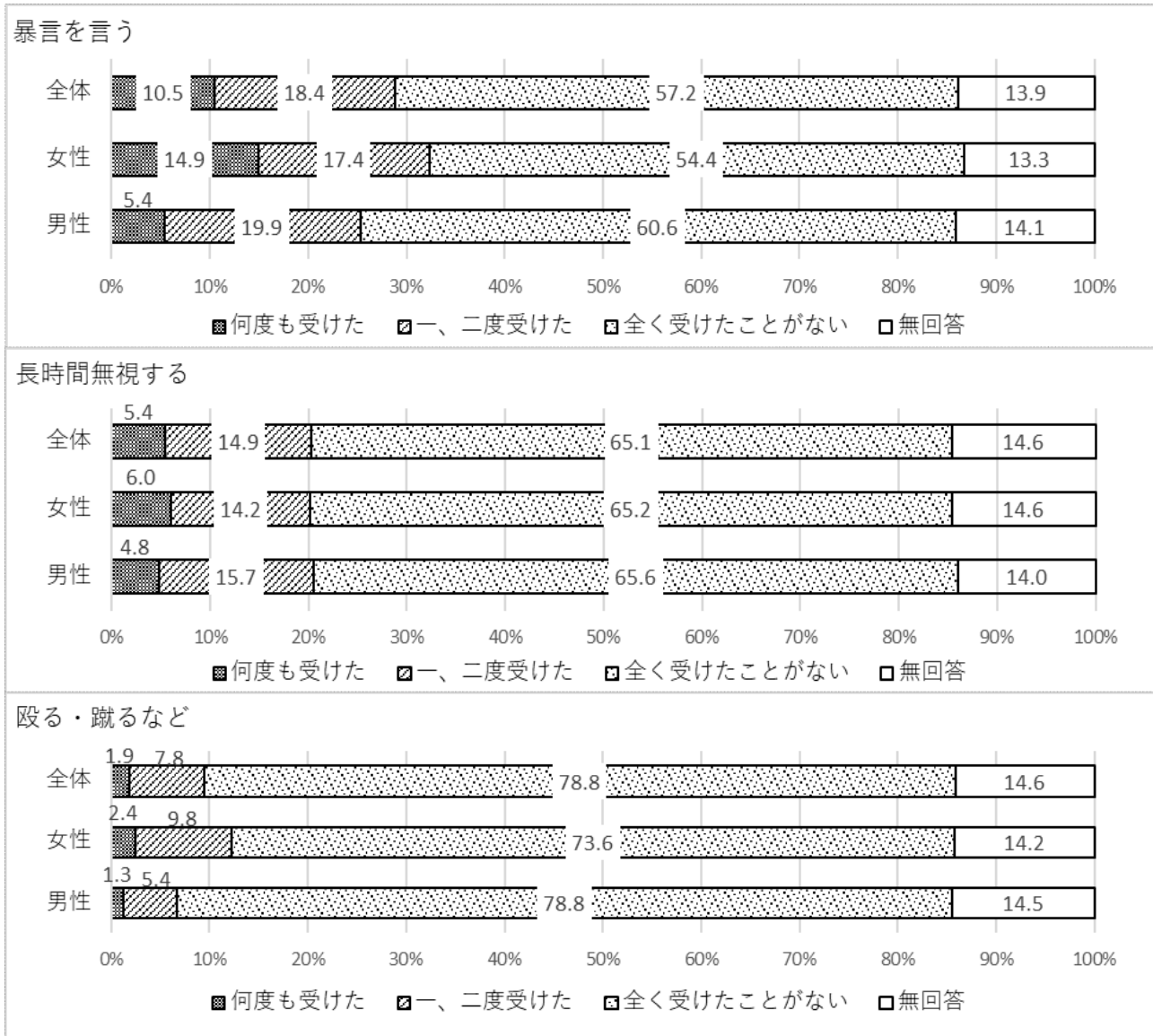
⑤DV被害と相談状況について

現
状

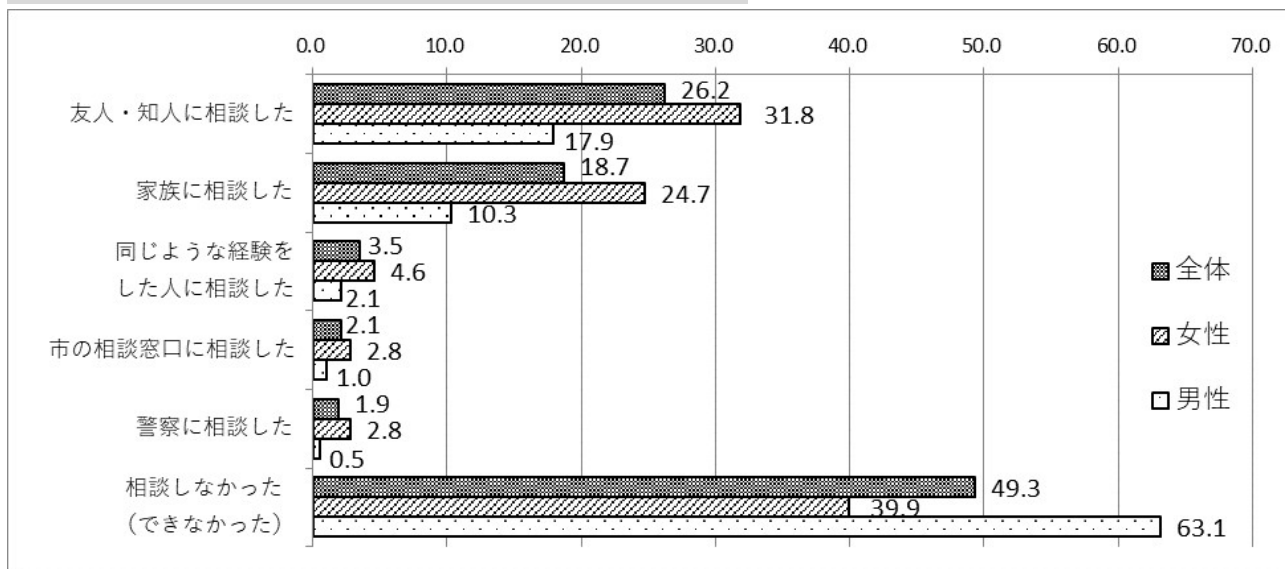
DV被害の有無について、相手から受けた行為を尋ねたところ、13項目中2項目で「全く受けたことがない」が8割以上を占めています。しかしながら、「暴言を言う、大声でどなる」の被害を受けている人(何度も受けた、一、二度受けたの合計)は28.9%(女性32.3%、男性25.3%)、次いで「何を言っても(言われても)長時間無視する」が20.3%(女性20.2%、男性20.5%)と、精神的暴力の被害が多いことがわかります。一方、身体的暴力の「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をする」の割合は、全体で9.7%(女性12.2%、男性6.7%)となっています。【資料11】

暴力を受けた際の相談先については、「相談しなかった(できなかった)」が最も多く49.3%、次いで「友人・知人に相談した」が26.2%となっており、公の機関では市の相談窓口が最も多いものの2.1%にとどまりました。【資料12】

暴力の被害の有無【資料 11】



暴力を受けた際の相談先（上位5項目抜粋）【資料 12】

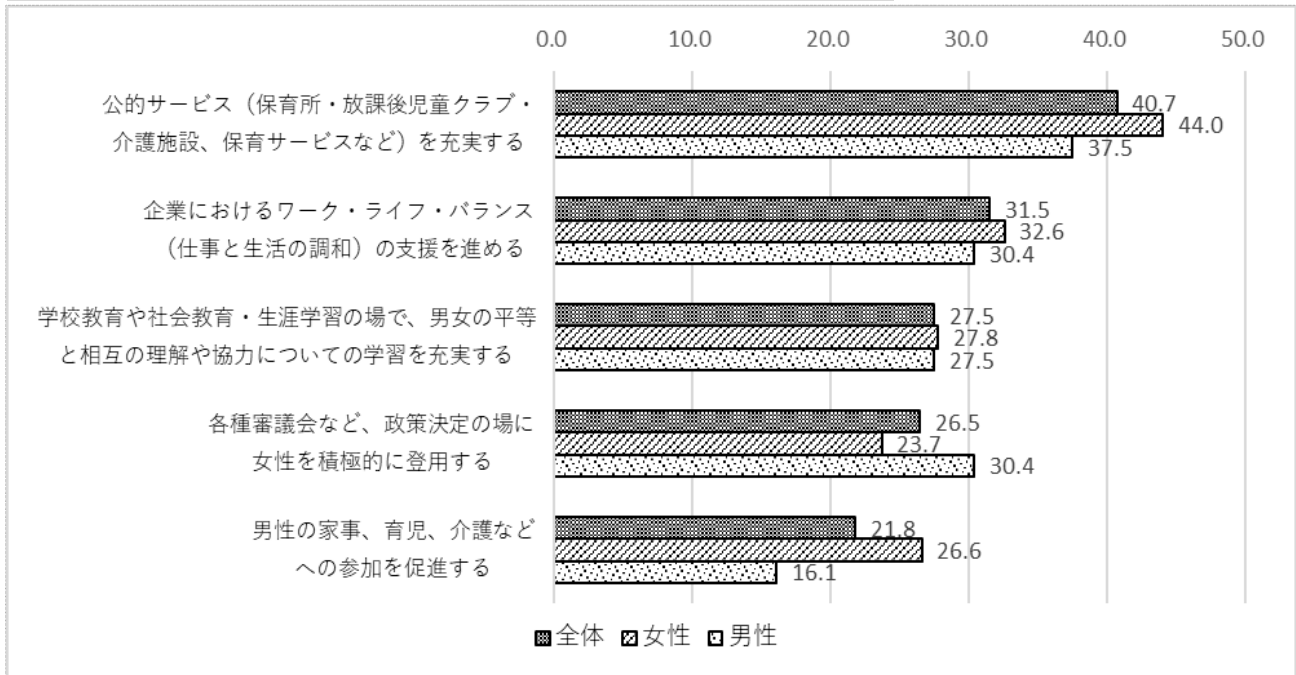


⑥男女共同参画を推進するための力点について

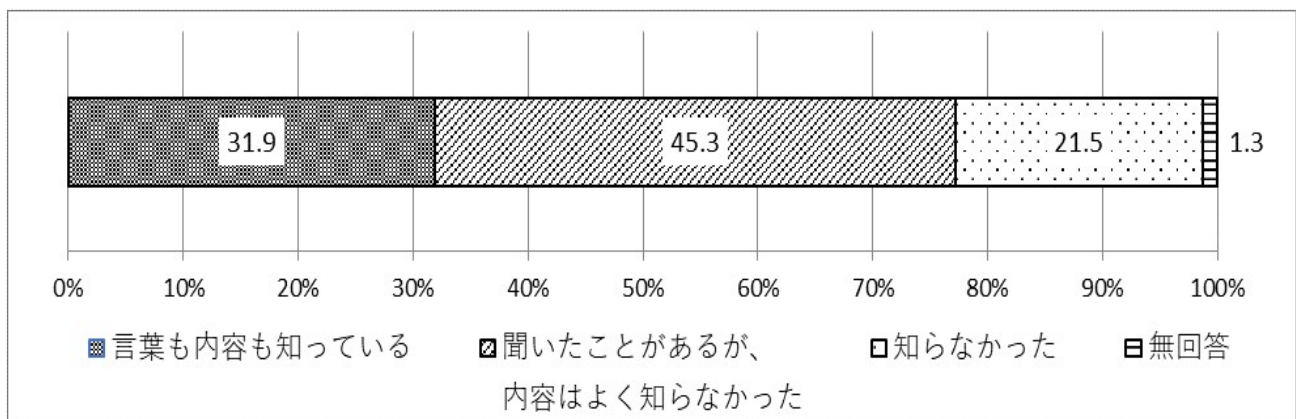
現
状

男女共同参画を推進するために市が力を入れていけばよいと思うことについては、「公的サービス（保育所・放課後児童クラブ・介護施設、保育サービスなど）を充実する」が最も多く（40.7%）、次いで「企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援を進める」（31.5%）となっています【資料 13】。一方、企業意識・実態調査で、ワーク・ライフ・バランスについて、「言葉も内容も知っている」事業所は 31.9%で、「聞いたことがあるが、内容はよく知らなかった」が 45.3%、「知らなかった」が 21.5%となっており、事業所におけるワーク・ライフ・バランスへの理解促進に向けた取り組みが必要であるという現状がわかりました【資料 14】。

男女共同参画を推進するための力点（上位5項目抜粋）【資料 13】



市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの認知度【資料 14】



(2) 市民意識調査及び企業意識・実態調査と前プランの評価からみる課題

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」に基づき取り組みを行ってきましたが、現状は、前述（(1) 市民意識調査及び企業意識・実態調査からみた本市の現状）の通りです。この結果と、プランの進捗に対して毎年度行った自己評価、これに対する男女共同参画審議会の評価から次のことが課題としてあげられます。

①性別による固定的な役割分担意識の解消

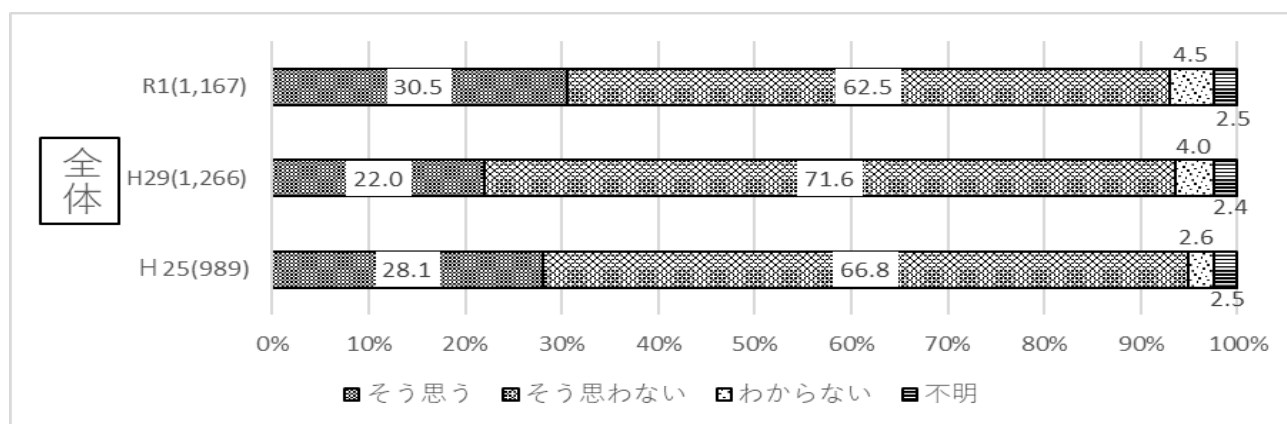
これまで、「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」に基づき、男女共同参画社会の実現のためには、長年の社会的慣習として形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の解消が不可欠との方向性のもと、施策を進めてきました。しかし、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に「そう思う（どちらかというそう思うを含める、以下同じ）」人の割合は、プラン策定前（平成 25 年度）の 28.1%から、中間見直し前（平成 29 年度）には 22.0%に減少したものの、令和元年度の調査では 30.5%となり、プラン策定前より増加する結果（2.4 ポイント増）となっています【資料 15】。内訳としては、女性よりも男性の方が「そう思う」傾向が高く、また、年代別に見ると、女性では 30 歳代と 40 歳代で、男性では 20 歳代以下と 50 歳代で前回調査よりも大きく増加しています【資料 16】。

啓発事業を継続的に実施してきましたが、過去 4 年間の参加者の年代をみると、毎年、60 歳代以上が過半数を占め、30 歳代以下は 15%程度にとどまっています【資料 17】。一方で、令和元年度に実施した高校生意識調査（1,584 人対象）では、「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について、賛成と回答した生徒は 12.6%であり【資料 18】、学生については、学校教育で十分に意識啓発がされていると考えられます。

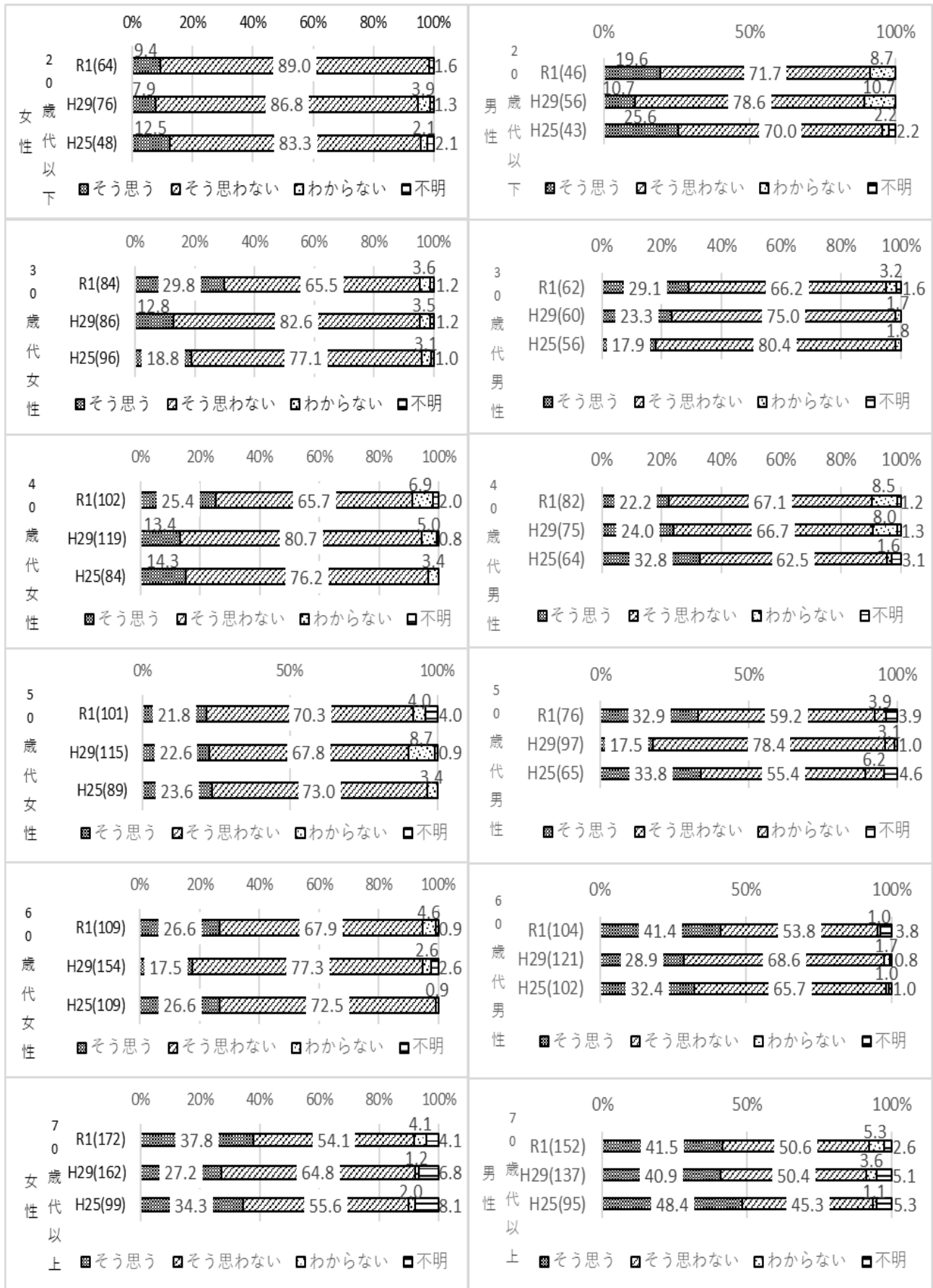
そのため、20 歳代から 30 歳代に参加を促すような事業を企画し、当該世代への啓発に重点的に取り組む必要があります。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について、「そう思う」と答えた理由をみると、女性の 30 歳代と 40 歳代では「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」、「家事・育児・介護と両立しながら、働き続けることは大変だと思うから」が多く【資料 19】、「男女の賃金格差」や「仕事と家庭の両立の困難さ」などの現実から「そう思う」傾向にあり、これらの解決が必要です。

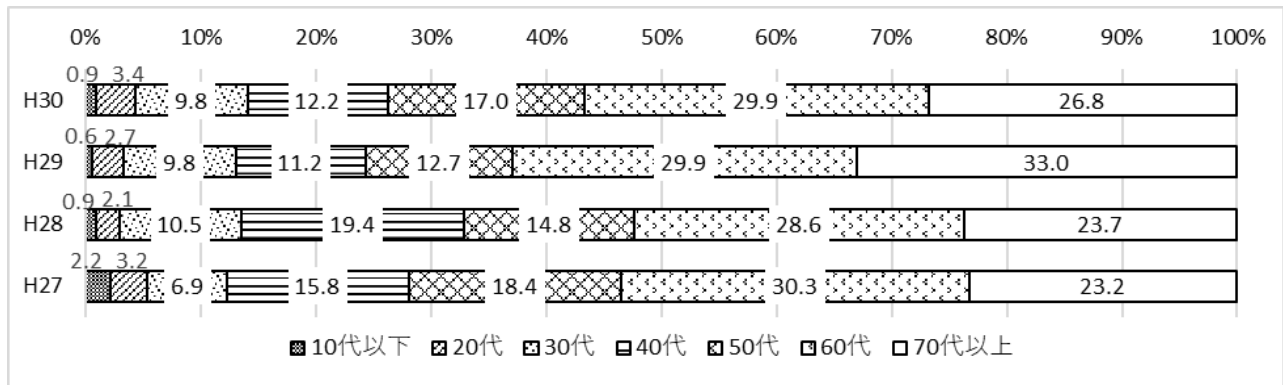
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の推移【資料 15】



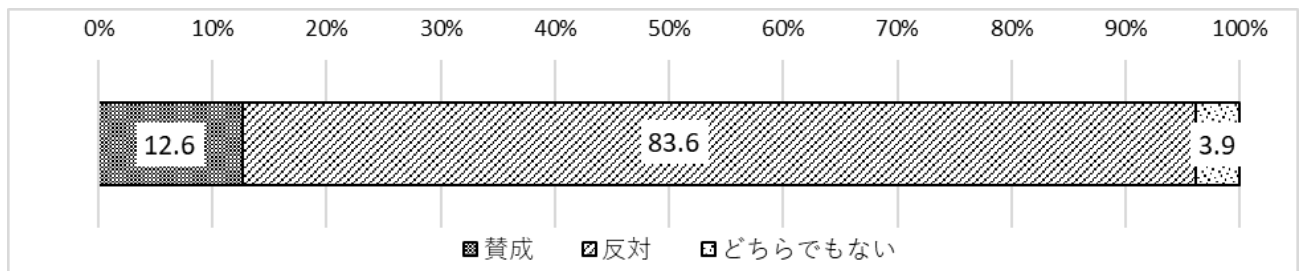
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の推移（性別）【資料 16】



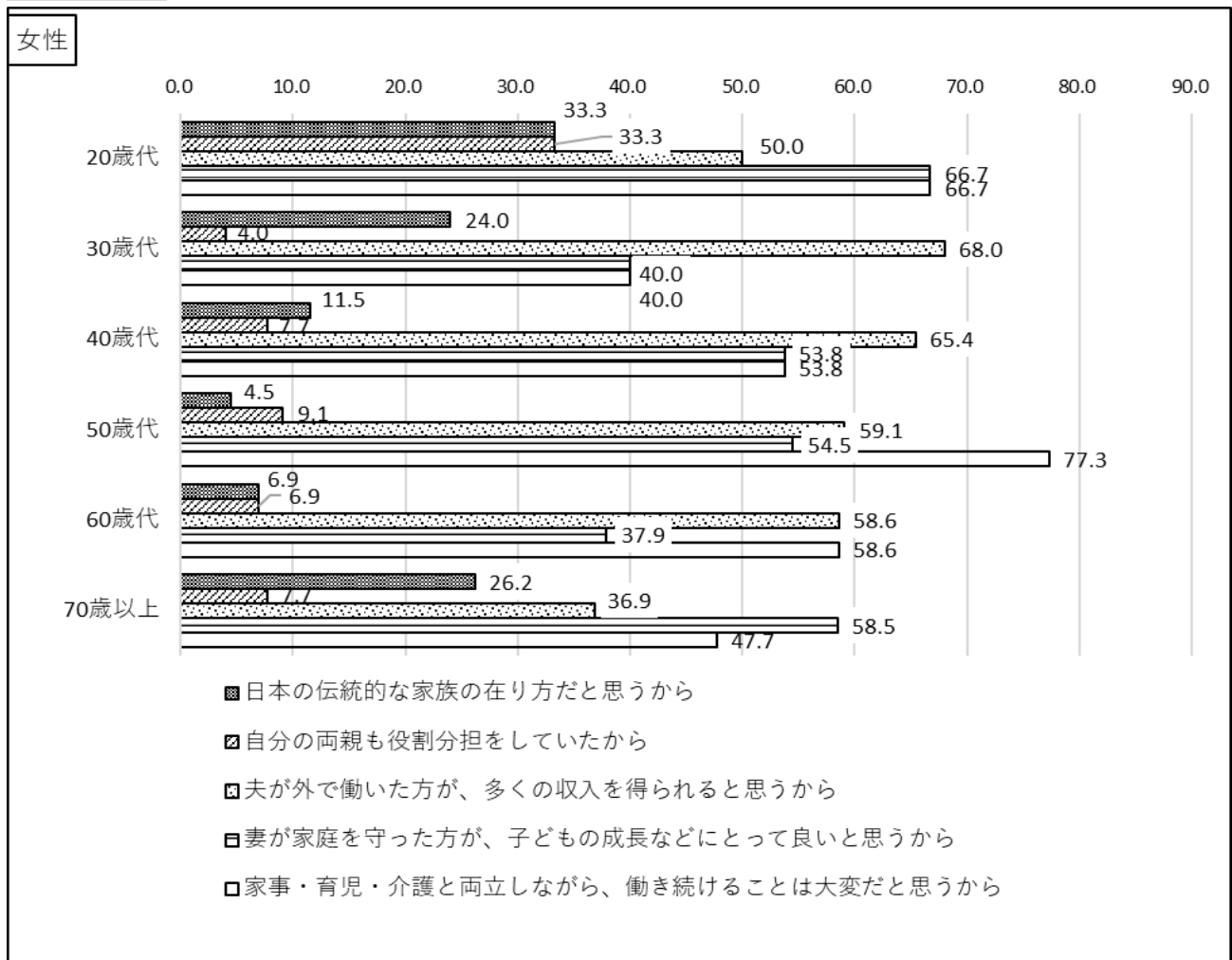
啓発事業（さんかくカレッジ）参加者の年代【資料 17】



高校生意識調査『「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について、あなたはどのように考えますか』【資料 18】



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「そう思う」と答えた理由（女性）【資料 19】



②あらゆる場への女性の参画

審議会への女性委員の登用については、「女性委員登用推進要綱」に基づいて取り組みを進められてきましたが、プラン策定前（平成 25 年度）の 32.2%に比べ、令和元年度は 35.8%とわずか 3.6 ポイントしか増加しておらず【資料 20】、目標の 40%を達成することはできませんでした。また、市役所における管理職への女性登用についても登用率 25%を目標に掲げて取り組んできましたが、令和 2 年度の女性の管理職の割合は 19.3%と目標を達成することはできませんでした【資料 21】。

民間企業に対しても、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の取り組みが進むよう働きかけてきましたが、四日市市雇用実態調査の結果を見ると、民間企業の課長相当職以上に占める女性割合はプラン策定前（平成 25 年度）の 7.9%に比べ、令和元年度は 6.3%と減少しています【資料 22】。

社会を変えていくためには、首長や議員、行政の管理職の女性割合を増やしていくことが重要であり、率先して、市の管理職の女性割合を増加させる必要がありますが、目標を達成できていないことは問題です。目標の達成に向け、女性職員数の年次別状況に基づく科学的な分析と管理職への計画的な女性登用が必要と考えます。

そのうえで、市の取り組みや効果を民間企業に示し、民間企業における女性の管理職の増加につなげていくことが必要ですが、令和元年度の四日市市雇用実態調査によると、常用雇用者に占める女性の割合は、わずか 20.2%であり【資料 23】、さらに、令和元年度の企業意識・実態調査から、女性は年代が上がるにつれ、正社員の割合が減少する傾向にあります【資料 6(P7)】。これらのことから、民間企業に対しては、女性の正社員雇用と、女性が働き続けられる職場づくりが進むよう働きかけることが必要です。

審議会等の女性委員比率【資料 20】

女性委員比率	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
	32.2%	33.6%	34.6%	35.9%	34.8%	34.4%	35.8%

市の管理職（課長級以上）の女性割合【資料 21】

市の管理職 の女性割合	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
	16.6%	17.0%	18.8%	19.1%	17.0%	16.4%	17.4%	19.3%

民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合【資料 22】

民間の管理職 の女性割合	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
	7.9%	7.3%	6.6%	7.9%	7.0%	5.4%	6.3%

民間企業の常用雇用者に占める女性の割合【資料 23】

民間の管理職 の女性割合	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
	16.3%	20.5%	18.5%	17.6%	17.6%	20.3%	20.2%

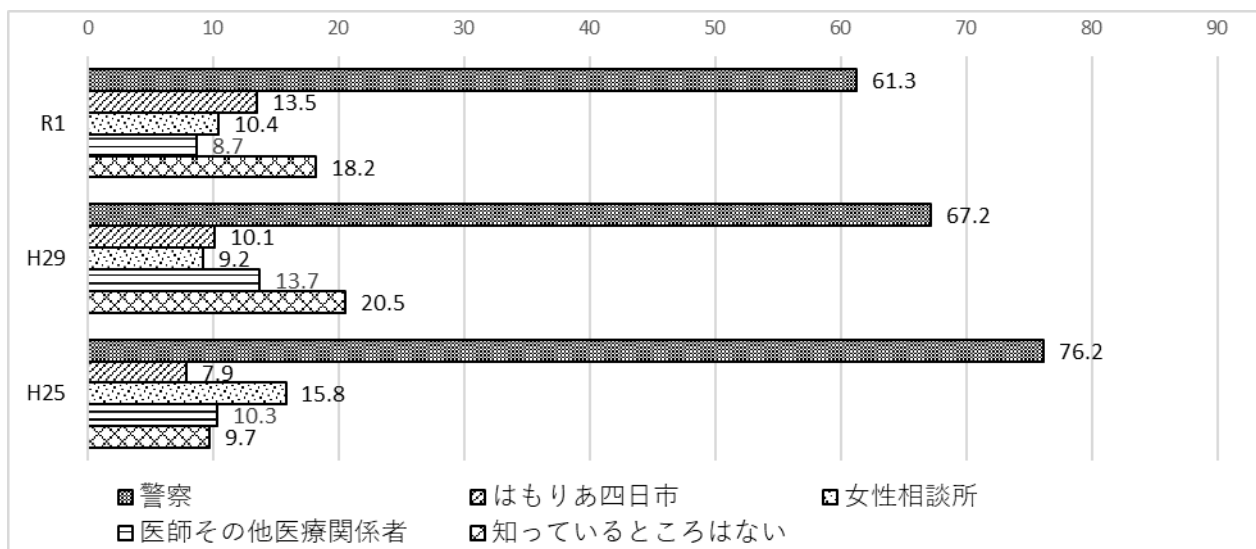
③DVに対する相談体制の充実

DVの相談先について、「相談窓口として知っているところはない」の割合は、プラン策定前（平成25年度）には9.7%であったところ、中間見直し前（平成29年度）に20.5%となり、後退する結果となりました。令和元年度の調査では18.2%となり2.3ポイント改善しましたが【資料24】、プラン策定前には及びません。加えて、暴力などを受けた際に相談しなかった理由について、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人が4.6%いました【資料25】。

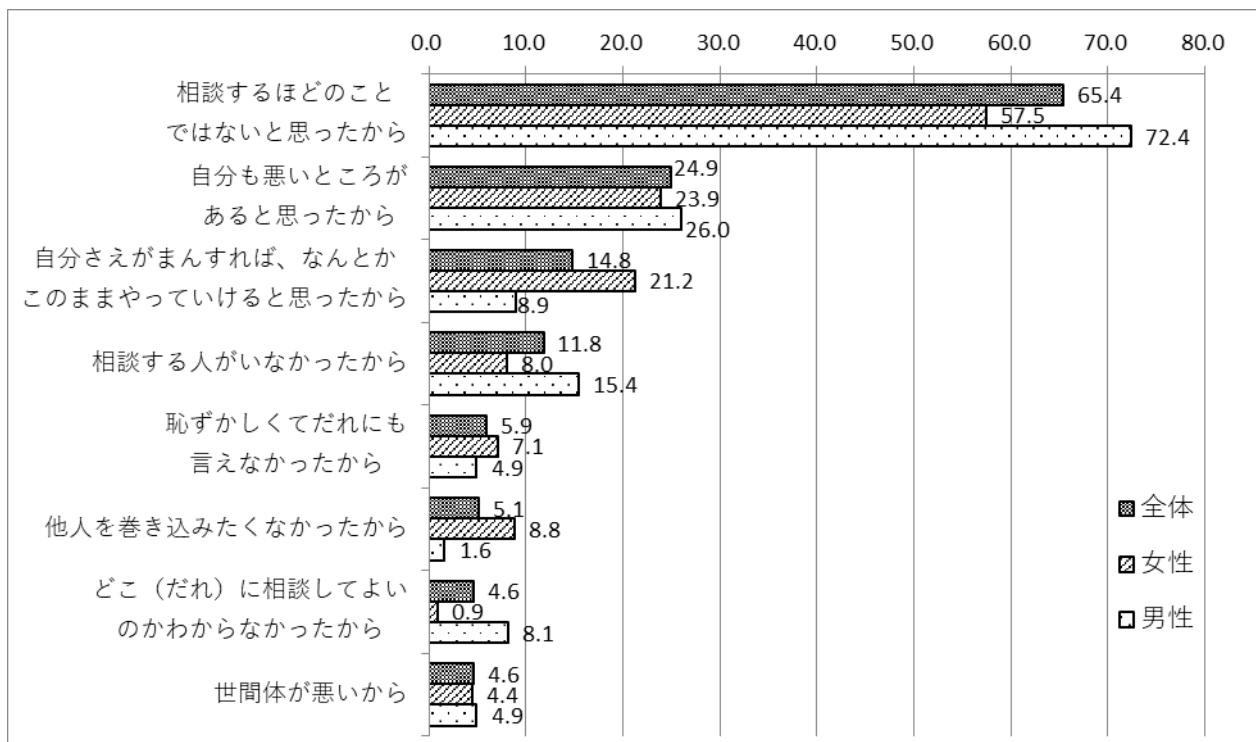
相談体制については、平成28年度に相談室統括を配置し、平成28年度末より相談員を4人体制にするなど充実を図ってきましたが、相談員の欠員期間が生じるなど、体制が不十分な部分もありました。

こうしたことから、相談窓口の周知を今以上に行うとともに、相談員の確保及び離職防止のため、相談員へのメンタルケアの充実や待遇の改善について検討する必要があります。

暴力を受けた際の相談窓口として知っている機関（上位5項目を抜粋）【資料24】



暴力などを受けた際に相談しなかった理由【資料25】



④実情に応じたプランの策定

本市では、「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」に基づき、施策を総合的かつ効果的に推進するために男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、各部署がさまざまな施策を実施し、毎年進捗管理を行い、目標に向け各種施策に取り組んできました。しかしながら、評価方法について、各部署がさまざまな施策を実施できたか否かの評価となっており、評価の基準もわかりづらいものもありました。また、プラン策定後、時代の流れや状況の変化により、制度の改定や新たな事業が実施されるなど、実態に合わないこともありました。

このため、「男女共同参画プランよっかいち 2021～2025」における評価方法については、その施策を実施したことで「どのような効果や変化が現れたか」、「どのように良くなったのか」など結果が見えるような評価方法や、「他部署と連携を行った」、「新たな取り組みを検討した」などプロセスを評価する手法を取り入れます。

また、プラン策定後も状況の変化などに柔軟に対応できるよう、別途、実施計画を作成し、毎年度見直しを行うこととします。

■ 第2章 プランの基本的な考え方 ■

1 プランの基本的な考え方

(1) 基本理念

私たちが目指す社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は最重要課題の一つです。本市は、男女共同参画社会の実現を目指し、平成 18 年に四日市市男女共同参画推進条例を施行しました。

本プランは、四日市市男女共同参画推進条例に明記されている次の5つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

《四日市市男女共同参画推進条例における基本理念》

1. 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
2. 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
3. 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の社会の様々な分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が、相互協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。
5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われること。

(2) プラン推進にあたっての重要な視点

前プランの進捗評価と、市民意識調査及び企業意識・実態調査の結果など本市の現状を踏まえ、今後、プランを推進するにあたっては、特に次の視点をもって取り組みます。

① 人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

日本国憲法の第 11 条において、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とされ、同 14 条において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳われています。また、男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成が目的とされています。

人権の尊重は、男女共同参画社会を形成していくうえでその根底をなすものであること、また、ジェンダーの視点をもって社会のあらゆる慣習やしきたりを見直すことや、一人ひとりの個性と能力が

発揮される社会システムを構築することの必要性など、男女共同参画の意義を、性別や世代を問わず、市民や事業者などあらゆる人たちに、あらゆる場で、丁寧に分かりやすく伝えていきます。

② 子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの個性と能力が発揮できる社会となるために、子どもの頃から男女共同参画の視点を持って、性別にかかわらず将来を見通した自己形成を行えるよう、さまざまな場で男女共同参画についての理解促進を図ります。また、家族の形態等が多様化する中で、子どもたちが安全に安心して生活でき、子どもの権利が守られるよう、虐待の防止や貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取り組みを行います。

③ 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場で活躍できる社会であり、女性だけではなく男性にとっても暮らしやすい社会です。男性中心の働き方を前提とする労働慣行がまだ解消されていないことなどから、育児休業を取得したくても取得できなかったり、介護のために離職せざるを得なかったりするなど、男性にとっても生きづらい社会と言えます。性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会を実現するため、意識だけでなく、働き方などの改革が進むよう啓発や働きかけを行います。

④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

日本の生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）が平成7年をピークに減少傾向にある一方、平成9年から共働き世帯が専業主婦世帯を上回るなど、仕事を持つ女性・母親が増加しており、他方で、高齢化の進展による介護問題が深刻さを増しています。以前は専業主婦などの女性が育児や介護を担うことが多かったと考えられますが、これからは男性も、働きながら育児や介護をする人が増えることが予想されます。このような状況において、時間に制約のある働き手が、これまでと変わらず活躍できるように、長時間労働など男性中心の働き方を前提とする労働慣行を変革し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要があります。また、あわせて、雇用の質の向上など働きがいを高めることも必要です。このような取り組みの促進を図るため、企業等に対し、啓発や支援を行います。

⑤ 職業生活における女性の活躍促進

男女共同参画は、仕事に重点を置く人、家庭に重点を置く人などがいる中で、専業主婦（夫）という選択も含め、個人がそれぞれ自分の望む仕事や生き方を自らの意思で選ぶことができる環境が整えられている社会を目指しています。このような中、就業は生活の経済的基盤であり、自立のために必要なことであるとともに自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも大変重要です。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、女性の継続的な就業やキャリアアップのための取り組み、女性の就業機会の拡大、起業を目指す女性への支援、そして働きながら安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めていきます。

⑥ 男女共同参画の視点を持った地域社会づくり

地域は、家庭とともに最も身近な生活の場であり、子育てや介護のほか、防災・防犯の面においても、重要な役割を担っています。人々の生活に最も身近な地域社会において男女共同参画を進めることは非常に重要であり、性別や年齢、国籍等を問わず、地域住民が主体となって地域活動へ参画し、多様な視点を取り入れることが大切です。先んじて男女共同参画の視点を持って取り組んできた防災分野のように、地域に根付いてきた好事例を参考に、他の分野においても取り組みを進めていきます。

⑦ DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくり

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではありません。誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、早急に対応すべき重要な課題です。これらは、男性が被害者になることもあります。現状では大多数は女性が被害者となっており、その背景には性別による固定的役割分担意識、男女の社会的地位や経済的格差等があります。市民一人ひとりに人権の尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制や自立支援などの充実を図ります。

⑧ 大規模災害や感染症流行等非常時における男女共同参画

大規模災害の発生や感染症の流行は、全ての人の生活を脅かすとともに、特に女性に対し、深刻な影響を与える傾向があります。具体的には、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性に家事・育児・介護等の家庭責任が集中したり、男性に比べ、女性がより職を失いやすかったり、DVや性被害・性暴力が増加したりするなど、ジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化します。こうしたことから、大規模災害発生や感染症流行等の非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないよう、平時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが必要です。

(3) 基本目標

本市では、これまで「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け推進してきました。しかし、市民意識調査及び企業意識・実態調査からみた現状や、前プランの評価からみる課題からもわかるように、男女の平等感は依然として低く、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習等は依然として根強く残っています。また、「社会のあらゆる分野において、2020年度までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」についても達成するまでには至りませんでした。加えて、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したDVや性暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させられることとなりました。これらの課題解決のため、ひいては、男女共同参画社会の実現のため、今後も着実に施策を講じていきます。

本プランは、これらの課題解決のために、四日市市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくりと環境づくり (男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画)

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力が十分に発揮できることが必要です。

そのため、市民、地域団体、市民活動団体、事業者などに対し、男女共同参画の意識醸成に向けた情報提供や学習機会の提供を行うとともに、誰もが身体的・精神的に安定した生活が過ごせるよう、また、生涯を通じた健康づくりができるようさまざまな支援を行います。

基本目標 2 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの促進 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画)

男女が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場その他の社会のさまざまな分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されることが必要です。

女性活躍促進のため、本市では率先して、審議会等への女性登用を促進するとともに、女性管理職の登用を進め、民間企業や地域団体などへの女性登用・参画を促進します。また、働きたい女性への就労支援や起業支援を行うほか、仕事等と家庭生活の両立ができるよう、育児や介護に関する情報提供や相談等支援を充実します。加えて、企業に対しても、多様で柔軟な働き方の導入について意識啓発や情報提供を行います。

基本目標 3 あらゆる暴力を許さない社会づくり (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画)

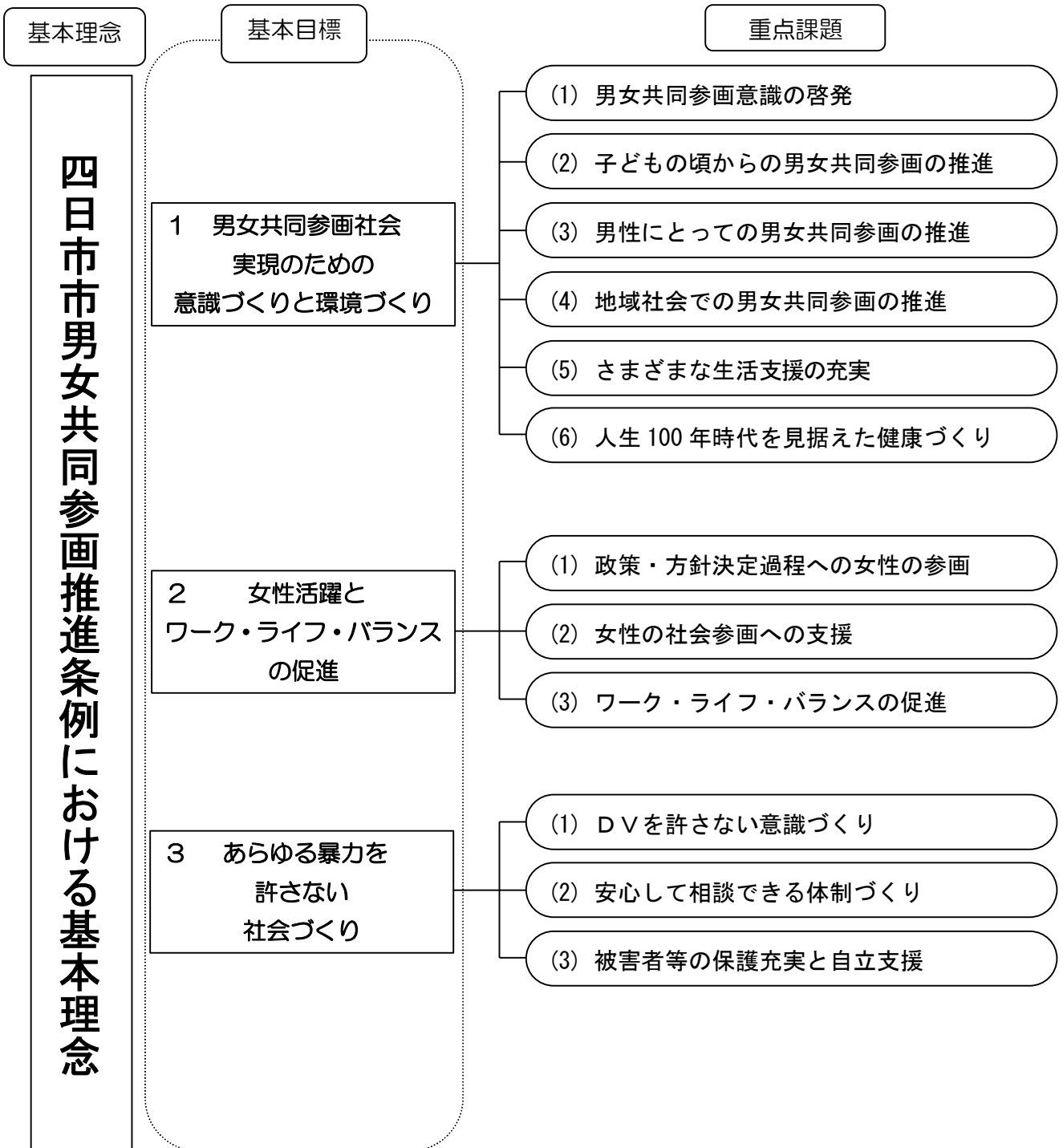
暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差などに基づく上下関係に根ざした構造的な問題が原因でもあります。

あらゆる暴力を根絶するため、啓発や教育を行うとともに、被害者が相談しやすい環境を整え、さまざまな相談ケースにいつでも適切に対応できる体制づくりを進めます。また、関係機関との連携により、DV被害者の早期発見、緊急の安全確保や一時保護、自立に向けた支援に取り組みます。

■ 第3章 プランの体系と施策展開 ■

1 プランの体系

3つの基本目標に向けて、次の体系に沿って取り組みを進めます。



2 施策展開

基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくりと環境づくり

【目標指標】

項目	基準値	目標値 方向性
市民意識調査において、個人の能力や資質とは関係なく性によって役割を決めようとする固定的役割分担意識を持つ人の割合	30.5%	20.0%

重点課題(1) 男女共同参画意識の啓発

現状と課題

令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「そう思う（どちらかといえばそう思うを含める）」と考える人は、全体で30.5%と前回調査から8.5ポイント増加しています。女性よりも男性において「そう思う」傾向にあり【資料2(P5)】、また、男女とも高い年代ほど「そう思う」傾向にあります【資料3(P5)】。

これまで継続的に啓発事業を行ってきましたが、参加者の年代をみると、60歳代以上が過半数を占め、30歳代以下は15%程度にとどまっていることから【資料17(P14)】、20歳代から30歳代の参加を促すような事業の企画と当該世代への啓発事業に重点的に取り組む必要があります。

また、本市には約1万人の外国人が在住しており、地域で生活していく中で身近に接する機会も増えてきていることから、外国人市民との交流・情報交換等により、互いの文化や習慣の違いなどを理解し合うことが大切です。

施策の方向

男女共同参画社会の実現のためには、長年の社会的慣習として形成されてきた、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識の解消が不可欠です。また、市民意識調査でも意見が多かった、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が重要です。そのため、啓発の届きにくい20歳代～30歳代をはじめ、幅広い世代に対し、ジェンダーの視点や男女共同参画について、必要な情報や学習する機会を得られるよう、さまざまな場所へ出向くなど「①人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習機会の提供」に取り組みます。

また、市民一人ひとりが国際理解を深め、外国人との交流を通じて異文化を理解し、国際的視野を持つよう「②国際理解と多文化共生における男女共同参画の推進」を図ります。

重点課題(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

現状と課題

市民意識調査の結果から、男女平等だと感じている割合が一番高かった分野は「学校で」（46.9%）でした【資料1(P4)】。また、令和元年度に実施した高校生意識調査では、「男は外で働き、女は家庭を

守る」という考え方について、賛成と回答した生徒は 12.6%と【資料 18(P14)】、市民意識調査の 30.5%に比べ低い結果となっています【資料 2(P5)】。このように、学生については学校教育にて十分に意識啓発がなされており、また有効であると考えられます。今後も、子どもたちが人権問題を自らの問題として捉え、身近なことから取り組むとともに、主体的に自己選択・自己決定し、問題を解決する行動力が育まれるよう、取り組んでいく必要があります。

施策の方向

性別にかかわらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとらわれない教育を行っていくことが必要であることから、「①男女共同参画の視点に立った保育と学校教育の推進」を図ります。

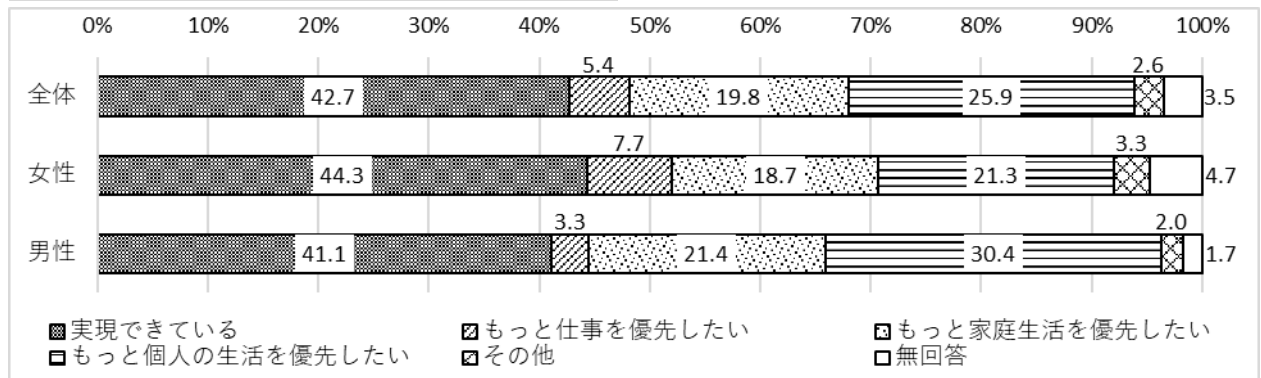
重点課題(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

現状と課題

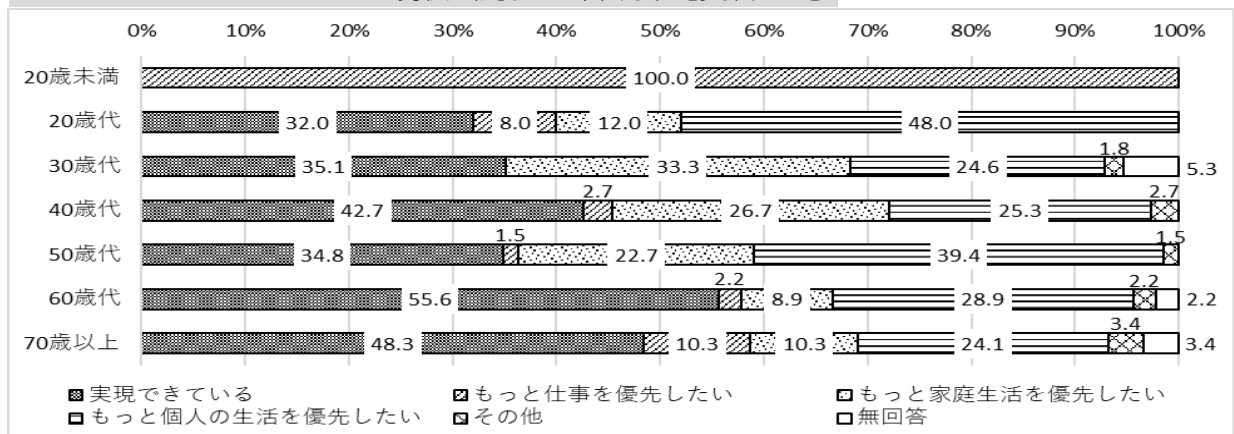
市民意識調査にてワーク・ライフ・バランスの現状を尋ねたところ、男性の 21.4%が「もっと家庭生活を優先したい」、30.4%が「もっと個人の生活を優先したい」と回答しており【資料 26】、特に 30 歳代の男性の 3 人に 1 人が「もっと家庭生活を優先したい」と答えています【資料 27】。また、男性が家事・育児に参加するために必要なことを尋ねたところ、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が 54.2%と一番多く、次に「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(53.1%)という結果となっています【資料 28】。

もっと家庭生活や個人の生活を優先したくても、仕事の多忙さ、職場の理解のなさから男性も生きづらさを感じており、男女がともに暮らしやすい社会にしていくには、意識改革と働き方改革が必要です。

ワーク・ライフ・バランスの現状【資料 26】



ワーク・ライフ・バランスの現状（男性・年代別）【資料 27】



男性が家事育児に参加するために必要なこと（上位5項目を抜粋）【資料 28】



施策の方向

男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、男性だけでなく、女性や企業・団体に啓発を行うとともに、男性が家庭生活に参画しやすく、また、抵抗をなくすため、「①男性の理解促進と家事、育児、介護等家庭生活への参画促進」に取り組みます。

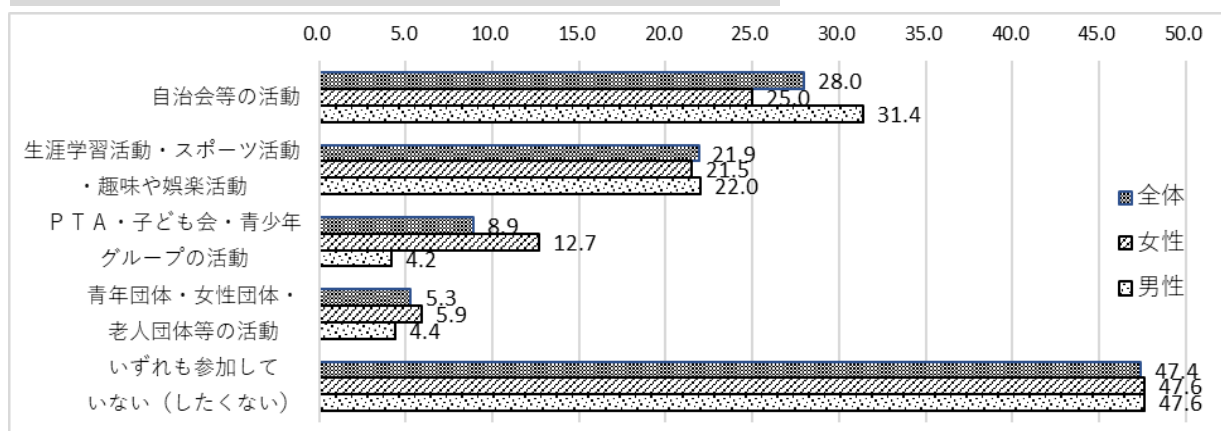
重点課題(4) 地域社会での男女共同参画の推進

現状と課題

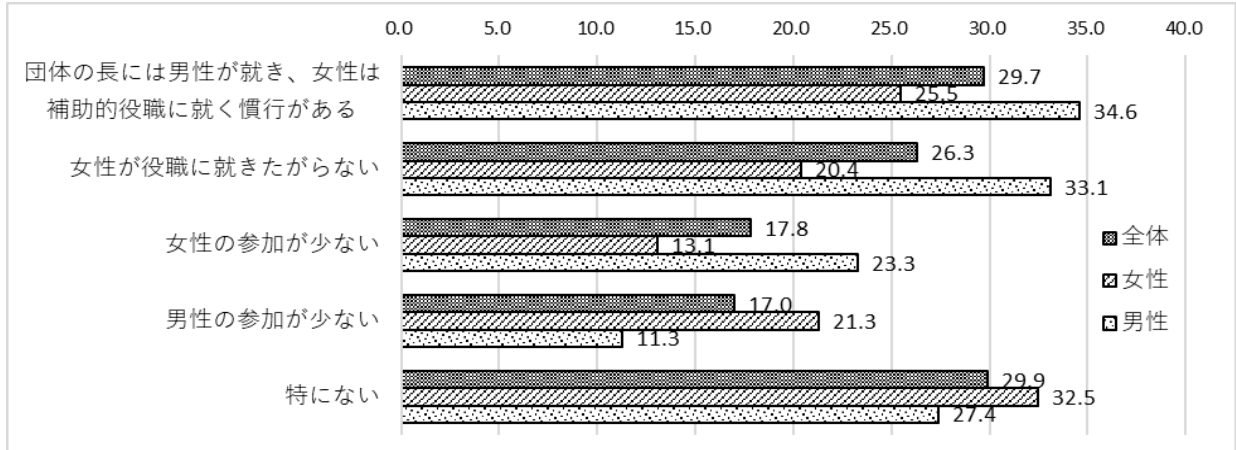
市民意識調査にて、地域活動への参加状況を尋ねたところ、「自治会等の活動」が28.0%と最も多く、次いで、「生涯学習活動・スポーツ活動・趣味や娯楽活動」(21.9%)という結果が出ています【資料29】。また、地域活動の現状を尋ねたところ、「団体の長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」が29.7%と最も高く、次いで、「女性は役職に就きたがらない」(26.3%)となっています【資料30】。

これまで、防災分野においては、男女共同参画の視点を取り入れる必要性について、理解が広まってきましたが、それと同様に、他の分野においても男女共同参画の視点は必要です。女性がより一層参画し、地域のリーダーとしても活躍できるよう取り組んでいくことが必要です。

地域活動等への参加状況（上位5項目を抜粋）【資料 29】



地域活動等における現状【資料 30】



施策の方向

性別や年齢、国籍等を問わず、地域のことは、地域住民が主体となって地域活動へ参画することが、男女共同参画社会の実現にとっては不可欠です。地域団体やNPOなどと協働して、さまざまな分野の地域活動に参画する必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、誰もが参画しやすくなるよう

「①男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進」を図ります。

防災分野においては、男女共同参画の視点を取り入れる必要性について理解が広まってきていますが、地域により温度差があること、また、性別だけでなく、高齢者や障害の有無などの視点も含めることも重要であることから、「②防災等における男女共同参画の視点の強化」を進めます。

重点課題(5) さまざまな生活支援の充実

現状と課題

平成 27 年に実施した国勢調査によると、四日市市におけるひとり親世帯は 1,912 世帯で、そのうち、母子世帯が 1,682 世帯、父子世帯が 230 世帯となっています【資料 31】。また、三重県における高齢単身世帯（65 歳以上）は 77,544 世帯で、平成 22 年に実施した国勢調査より、14,740 件増加しています【資料 32】。ひとり親家庭、特に母子世帯においては、就業率は高いものの、長時間労働などの男性中心型労働慣行や、出産等による離職などにより正規雇用者が少なく、収入が少ないことから貧困率が高い傾向にあります。ひとり親家庭の生活の安定のためには、子どもの養育費の確保が重要ですが、不払い問題などもあることから、養育費の不払い解消に向け、離婚時の養育費の取り決め等を促進するとともに、法改正など最新の動向を踏まえた適切な情報提供が必要です。

また、ひとり親家庭だけでなく、高齢者や障害者等に対しても、必要な支援を適切に提供することが重要です。

四日市市におけるひとり親世帯の状況【資料 31】

	ひとり親世帯		母子世帯		父子世帯		一般世帯 世帯数
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	
四日市市	1,912	1.49%	1,682	1.31%	230	0.18%	128,109
三重県	11,544	1.61%	10,195	1.42%	1,349	0.19%	718,934
全国	838,727	1.57%	754,724	1.42%	84,003	0.16%	53,331,797

三重県における高齢単身世帯（65歳以上）の状況【資料 32】

	総数（世帯数）		男（世帯数）		女（世帯数）	
	H27	H22	H27	H22	H27	H22
三重県	77,544	62,804	23,412	16,589	54,132	46,215
全国	5,927,686	4,790,768	1,924,307	1,385,742	4,003,379	3,405,026

施策の方向

誰もが身体的・精神的に安定した生活が過ごせるよう、相談や就労支援を充実させるなど「①ひとり親家庭、高齢者・障害者等への支援」を行います。

重点課題(6) 人生100年時代を見据えた健康づくり

現状と課題

男女共同参画社会の形成には、身体的性差を十分に理解し合い、一人ひとりが尊重し合いながら生きていくことが前提と言えます。その上で、生涯を通じた健康を保持するためには、疾患の罹患状況や健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を提供することが重要です。また、人生100年時代を見据え、老年期における身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のために、若いころからの健康支援が必要です。そして、行政だけでなく、市民一人ひとりが主体的に行動し、ライフステージごとの課題など、健康に関する正確な知識・情報を得ることが求められます。特に、妊娠・出産・避妊に関して、女性の自己選択・決定する権利を尊重するとともに、男女とも命への責任について認識することが重要です。

施策の方向

健康づくりに関する情報の提供や健康相談、運動・スポーツを通じた健康増進に取り組むほか、生活習慣病予防や介護予防に関する講座の開催、胃がん検診、子宮頸がん検診等の各種検診を実施します。また、妊娠・出産・育児に関する相談・指導、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組むなど、「①生涯を通じた男女の健康づくり」を進めます。

また、若年層に対して、性やいのちの大切さなどの正しい知識を身につけられるよう「②性やいのちへの理解の促進」を図ります。

基本目標 2 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの促進

【目標指標】

項目	基準値	目標値 方向性
市民意識調査において、ワーク・ライフ・バランスが実現できている人の割合	42.7%	50.0% ▲

重点課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

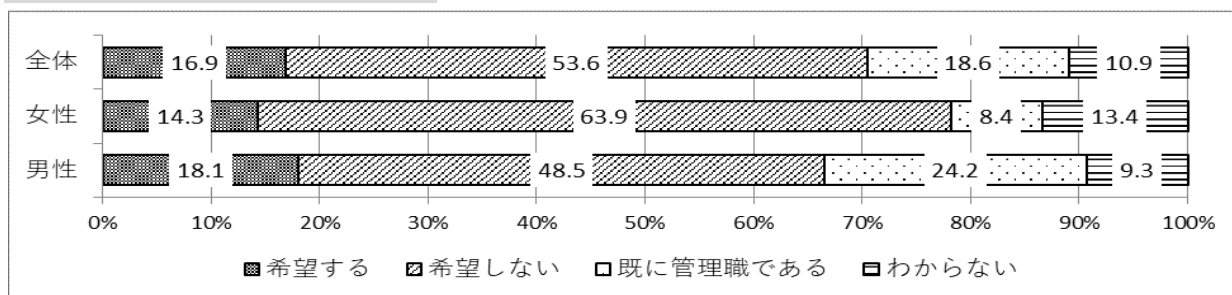
現状と課題

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要です。

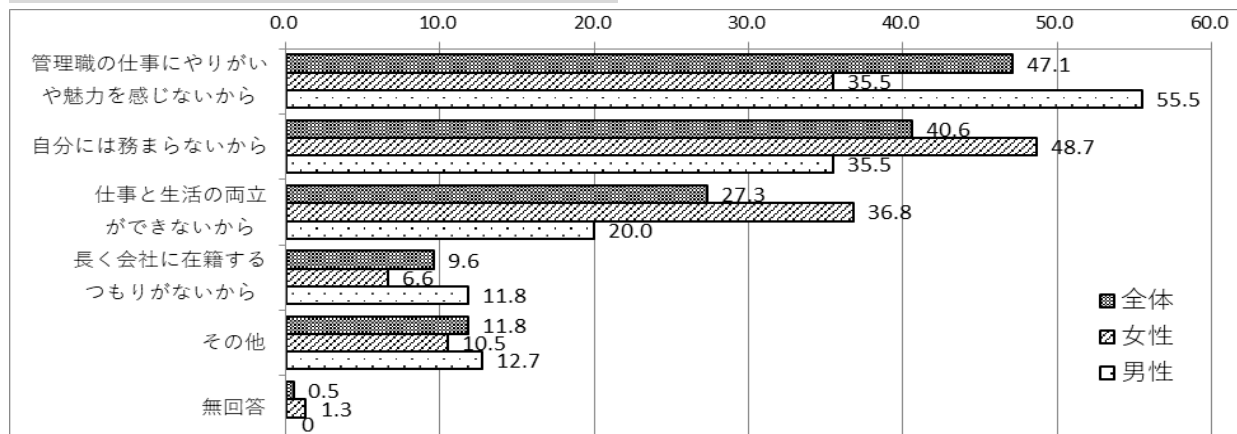
市民意識調査にて、管理職への昇格希望を尋ねたところ、「希望しない」が女性で63.9%、男性で48.5%でした【資料 33】。また、管理職への昇格を希望しない理由を尋ねたところ、女性は「自分には務まらないから」が48.7%と一番多く、次いで「仕事と生活の両立ができないから」(36.8%)でした。男性は「管理職の仕事にやりがいや魅力を感じないから」が55.5%と一番多く、次いで「自分には務まらないから」(35.5%)でした【資料 34】。

女性の管理職を増やしていくには、仕事と家庭を両立できる環境を整えるとともに、産休・育休のブランクや経験不足などによる自信喪失を回復させるための支援が必要です。

管理職への昇格希望【資料 33】



管理職への昇格を希望しない理由【資料 34】



施策の方向

本市では、他の地方公共団体同様、執行機関の附属機関として、調査、審査、諮問等を行う委員会、審議会、調査会等を設置していますが、女性委員比率は35.8%です【資料20(P15)】。また、市の管理職に占める女性の割合は19.3%です【資料21(P15)】。審議会等や行政運営に男女の声や意見を均等に反映させるため、「①審議会等への女性登用の促進」を図ります。

また、行政だけでなくあらゆる場において男女が共に参画できることが重要であるため、「②民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用の促進」を図ります。

重点課題(2) 女性の社会参画への支援

現状と課題

企業意識・実態調査によると、従業員の男女割合は男性63.1%、女性36.9%と、企業で雇用されている割合は男性のほうが高いことがわかりました。なお、正社員で見ると男性74.5%、女性25.5%、正社員以外では男性37.0%、女性63.0%となっています【資料35】。また、市民意識調査で、正社員・非正社員を合わせた男女割合は、男性57.2%、女性47.4%、起業家・経営者の割合は男性2.7%、女性0.3%と、経済面における社会参画の割合は男性のほうが高いことがわかりました【資料5(P6)】。また、年齢別にみると、男性は年代が高くなっても正社員・非正社員の割合に大きな変動はありませんが、それに対して女性は、20歳代で76.3%だった正社員・非正社員の割合が、30歳代では70.3%、40歳代で61.8%、50歳代で73.3%とM字カーブを描く結果となっています。【資料6(P7)】

政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画するためにも、育児や夫の転勤などを理由として離職した女性が、再度社会へ参画するための支援が必要です。

市内事業所における従業員数及び割合【資料35】

	正社員		正社員以外		男性	女性	正社員	正社員以外	全体
	男性	女性	男性	女性					
従業員数(人)	8,518	2,910	1,846	3,143	10,364	6,053	11,428	4,989	16,417
割合(%)	74.5	25.5	37.0	63.0	63.1	36.9	69.6	30.4	

施策の方向

働きたい女性が、その能力を十分に発揮し、正当に評価され、いきいきと働くことができるよう、また、就業だけでなく、育児や夫の転勤などで社会との接点が途絶えた女性が再度社会へ参画できるよう、「①女性の就業・起業等社会参画に対する支援」を行います。

重点課題(3) ワーク・ライフ・バランスの促進

現状と課題

市民意識調査にて、ワーク・ライフ・バランスの現状を尋ねたところ、「実現できている」と回答した割合は42.7%で、「もっと個人の生活を優先したい」と回答したのは、男性のほうが女性よりも9.1ポイント多く、それに対し「もっと仕事を優先したい」と回答したのは女性のほうが男性よりも4.4ポイント多い結果となっています【資料26(P28)】。また、ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なことを尋ねたところ、「保育サービスなどの子育て支援の充実」が34.5%と一番多く、次いで「育児・介護休業の取得を促すための法制度の強化」(33.4%)、「企業経営者に対する意識啓発」(30.7%)となっています【資料36】。

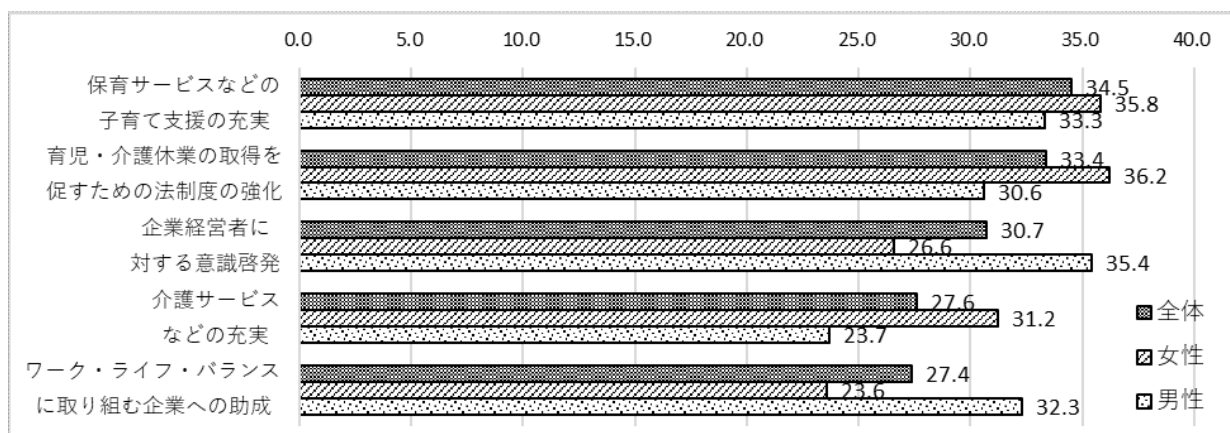
企業意識・実態調査にて、ワーク・ライフ・バランスの認知度を調査したところ、「言葉も内容もよ

く知っている」と回答したのは31.9%でした【資料14(P11)】。また、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない」と回答した割合は38.1%あり【資料37】、取り組んでいない理由として「人的、時間的余裕がない」が43.6%で、「取り組む必要がない」と回答した割合が37.6%でした【資料38】。

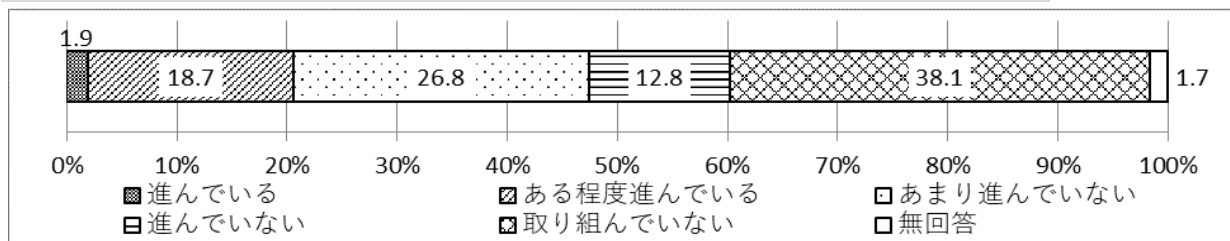
生産年齢人口が減少傾向にあり、共働き世帯が増加している中、女性だけでなく男性も、働きながら育児や介護をする人がますます増えてくると考えられます。そのため、男性中心型労働慣行から脱却し、時間に制約のある働き手も変わらず活躍できるように、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めていく必要があります。そのためには、意識改革と働き方改革、そして男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入などが進む中、家庭生活において、男女共同参画の視点がより一層求められているという現状もあります。

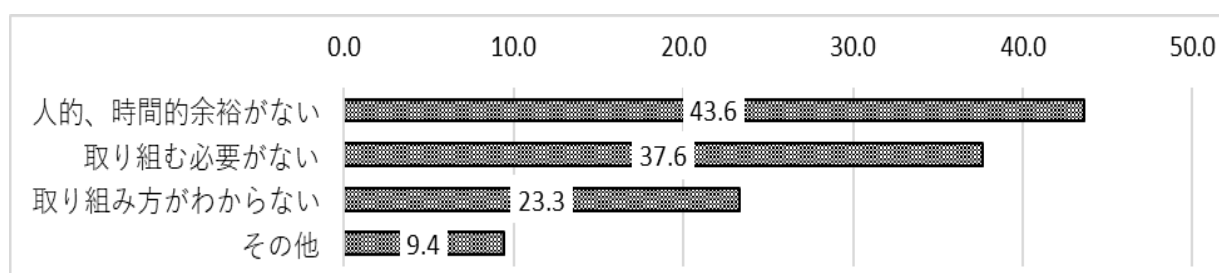
ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なこと（上位5項目を抜粋）【資料36】



市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの進捗度【資料37】



市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない理由【資料38】



施策の方向

価値観やライフスタイルが多様化する中、保育サービスや子育て支援のニーズもますます多様化しています。子育てや介護の家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるようするためにも「①仕事等と家庭生活の両立の支援」を行います。

長時間労働の削減や、労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて、市内企業、事業所に対し、意識啓発や情報提供など「②男女が共に働きやすい環境の整備の促進」を図ります。

基本目標3 あらゆる暴力を許さない社会づくり

【目標指標】

項目	基準値	目標値 方向性
市民意識調査において、配偶者や恋人などから暴力を受けたことがない人の割合	75.6%	100.0% 

重点課題(1) DVを許さない意識づくり

現状と課題

市民意識調査にて暴力被害の有無を尋ねたところ、殴る・蹴るなどの身体的暴力を受けたことがある割合は、女性で12.2%、男性で6.7%、暴言を言う、大声でどなるなどの精神的暴力を受けたことがある割合は、女性で32.3%、男性で25.3%であることがわかりました【資料11(P10)】。また、暴力を受けた際の相談先として知っているところを尋ねたところ、警察が61.3%と一番多く、次いで四日市男女共同参画センター(13.5%)でした。一方、相談窓口として知っているところはないと答えた割合が18.2%ありました。【資料24(P16)】

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。また、家庭での暴力は子どもにも重大な影響を与えます。暴力を直接受けることはもとより、両親のDVを見て生活すること自体も子どもにとっては心理的虐待(面前DV)となります。あらゆる暴力を許さない社会づくりに向け、家庭や地域、学校などのあらゆる場で、DVについての認識を高めるための啓発や、市民に相談機関等を一層広く周知することが必要です。

施策の方向

男女が互いの人権を尊重し、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、あらゆる機会をとらえて、世代・男女を問わず、DVや児童虐待について、わかりやすく、必要な情報を伝えていくために、「①DV防止の啓発」に取り組みます。

DVをはじめとするあらゆる暴力を排除するためには、保育園・幼稚園・こども園から高等教育機関まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、人権や男女共同参画について学ぶことが重要であり、また、子どもたちが被害者や加害者にならないためにも「②若年層へのDV予防・人権教育」を行います。

重点課題(2) 安心して相談できる体制づくり

現状と課題

男女共同参画センターの女性相談の現状をみると、令和元年度の相談延べ件数は3,619件でした。そのうちDV相談件数は2,265件と相談全体の約63%を占めています【資料39】。

今回の市民意識調査にて、暴力を受けた際の相談先を尋ねたところ、49.3%の人が「相談しなかった(できなかった)」と回答しています。また、26.2%が「友人・知人」に相談しており、公的機関に相談した人は市で2.1%、警察で1.9%と、非常に低い割合となっています【資料12(P10)】。

DV被害を受けた人が相談しやすい身近な相談窓口と、そしてDV被害を受けた人に安心と十分な支援が提供できる体制の充実と強化が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、DV被害の増加、深刻化が懸念される中、相談件数の増加も予想され、相談体制の一層の充実が求められます。

併せて、性犯罪・性暴力について、相談機関の周知に努めるとともに、被害者が躊躇せず相談できるよう、また、必要な支援が受けられるよう、より多くの関係機関と連携していくことが重要です。

四日市市男女共同参画センターにおける女性のための相談件数【資料 39】

年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
延べ相談件数 (うちDV件数)		3,355 (2,003)	3,752 (2,147)	2,801 (1,394)	3,565 (1,974)	3,619 (2,265)
種別	①電話相談	2,616	2,917	2,130	2,907	2,799
	②面接相談	739	835	671	658	820

施策の方向

相談を通じて、必要な支援施策を情報提供することで解決につながる事案もあれば、支援を受けるための手続きや専門家による相談など次の支援への円滑な移行を促したり、同行支援や警察等の保護を迅速に行う必要のある重篤な事案もあります。また、DV被害者が外国人や障害者、高齢者等の場合、言葉等コミュニケーションの問題が考えられますが、そのような場合にも即座に対応できるように「①相談体制の充実」を図ります。

DVに関する相談や支援に携わる相談員は、被害者に寄り添う一方で、深刻な課題に継続的な緊張の中で対処しています。また、単に暴力があったというだけでなく、さまざまな社会的背景が密接に絡んだ問題であるため、自らの行う相談援助が適切なものであるかどうか常に意識しながら取り組んでいます。被害者への正しい理解と適切な助言を行うための相談員の資質向上とともに、相談員自身がひとりで問題を抱え込み、組織内や関係機関とのあいだで孤立してしまったり疲弊してしまったりすることがないように、組織として「②相談員の資質向上と相談員に対する支援」を行います。

被害者の安全確保から生活安定、自立までには、多数の関係機関による連携のもと支援をしていく必要があります。これらの連携を図る際には、被害者に関する情報を共有することが必要となりますが、これらの情報は適切に取り扱われなければなりません。また、被害者の負担軽減のため、多数の手続きが円滑に行われることも望まれます。そのため、日ごろから「③関係機関との切れ目ない支援のための連携・協力」を行います。

重点課題(3) 被害者等の保護充実と自立支援

現状と課題

本市では、DVによって緊急の安全確保・一時保護を必要とする被害者に対し、警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携して対応しています。また、DVやストーカーの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、住民基本台帳等の閲覧制限の手続きに必要な意見書の発行を行うほか、必要に応じて手続きの同行支援を行っています。引き続き、状況に応じて関係機関連携のもと支援を行っていくことが必要です。

DV被害者の中には暴力から逃れるため、住宅、就労など今の環境を捨てて、別の土地で新たな生活を始められる人もいます。新しい環境で一から生活を始めることは大変な困難を要することから、全面的なサポートが必要です。

施策の方向

DVは、家庭内など閉鎖的な空間で行われることが多く、外部から発見することが困難です。また、被害者は加害者からの報復を恐れたり、自分も悪いところがあるからと思ったりして、相談機関へ相談しないこともあります。その一方で、日常的な業務を通じて、DV被害者を発見しやすい立場にいる人もいます。DVが疑われるケースに応じる可能性のある関係者の日常業務のなかで、「①DV被害者の早期発見」ができるよう、情報提供や情報共有を行います。

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を要する状態にある事案が、近年、一定数発生し続けています。そのため、警察や児童相談所・福祉事務所などと連携し、「②DV被害者の安全確保」ができる体制を整えます。

DVから避難したあとの被害者の生活支援にあたっては、DV被害者が安全・安心に暮らせるよう、住宅の確保から就業に向けた支援、各種手当や医療保険、年金手続きなど将来も見据えた「③DV被害者の自立に向けた支援」を行います。

■ 第4章 プランの推進にあたって ■

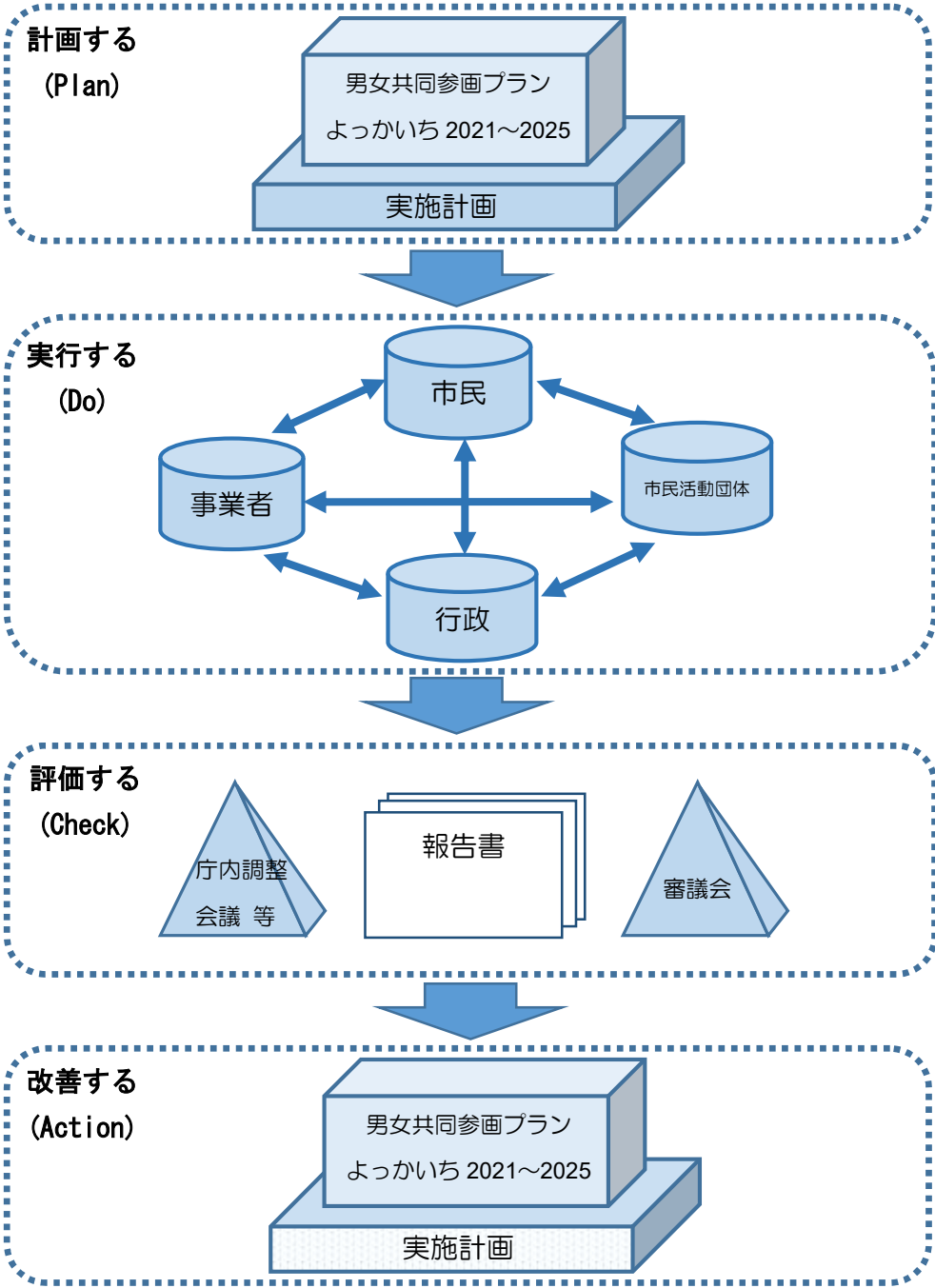
1 推進体制

(1) 実施状況の評価と公表

このプランに基づく施策の実施状況については、四日市市男女共同参画推進条例第19条に基づき、毎年度1回報告書を作成し、公表します。なお、実施施策については、プランに掲げる施策の方向に基づき、別途、実施計画に定めます。

具体的には、実施計画に基づき実施した施策や成果目標の進捗について、各課が自己評価を行い、これを男女共同参画課が報告書として取りまとめ、男女共同参画審議会および男女共同参画推進庁内調整会議等にて評価・検証し、その結果をホームページ等により公表します。また、評価結果については、次年度の実施計画に反映させていきます。

男女共同参画プランよっかいち 2021～2025 推進体制フロー図

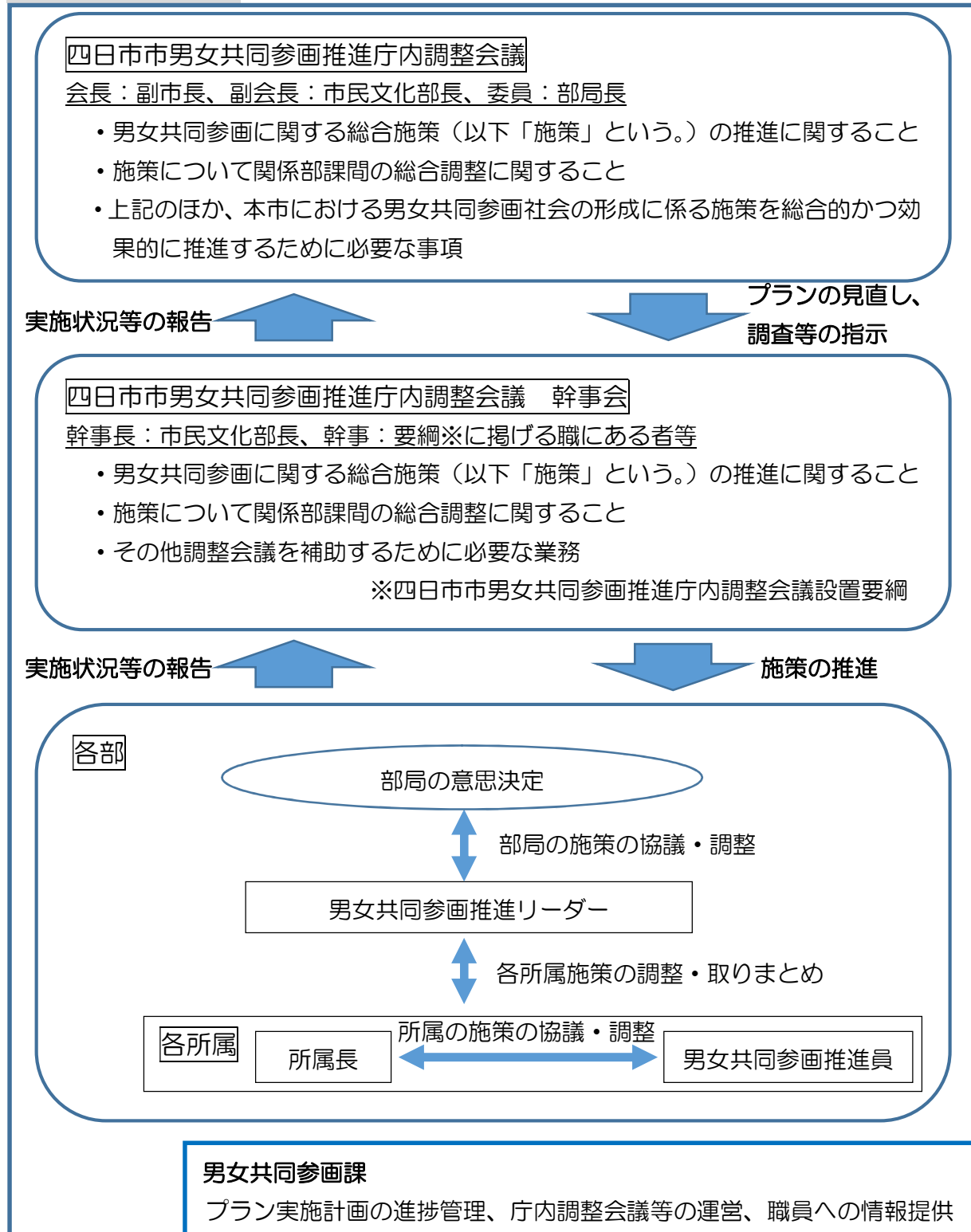


(2) 庁内推進体制について

本市における男女共同参画社会の形成に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、四日市市男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、全庁的に取り組みます。

また、本市の職員が男女共同参画意識を持ち、男女共同参画を推進するのはすべての職員の責務であるという認識を持つため、男女共同参画推進リーダーや男女共同参画推進員を中心に、毎年研修を行います。

庁内推進体制フロー図






(3) 男女共同参画推進に向けた協働・連携


男女共同参画社会の実現は、市の施策だけでは解決できない課題もあります。四日市市男女共同参画推進条例にもあるように、市民及び事業者、市民活動団体等との協働のもと取り組みを進めていくとともに、国や県、関係機関等とも連携を図っていきます。

また、DV被害者の保護や支援については、県や関係機関、警察等としっかり連携をとりながら被害者の安全を確保し、自立に向けた支援を行っていきます。


2 目標指標の説明

基本目標	項目	基準値	目標値 方向性	指標説明
1 男女共同参画社会実現のための意識	市民意識調査において、個人の能力や資質とは関係なく性によって役割を決めようとする固定的役割分担意識を持つ人の割合	30.5% (令和元年度 市民意識調査)	20.0% (令和6年度 市民意識調査) 	男女を問わず、個人の能力等により役割を決めることが適当であることから、市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「そう思う(どちらかといえばそう思うを含む)」と回答した人の割合を指標としました。目標値については、平成29年度の市民意識調査の結果が22%であったため、これを下回るよう20%としました。なお、この目標は、男女の相互理解による個人や家庭の選択を否定するものではありません。
2 女性活躍とワーク・ライフ・バランス	市民意識調査において、ワーク・ライフ・バランスが実現できている人の割合	42.7% (令和元年度 市民意識調査)	50.0% (令和6年度 市民意識調査) 	女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が肝要であることから、市民意識調査において、「あなたの思うような仕事と生活のバランスは実現できていますか」との問いに「実現できている」と回答した人の割合を指標としました。目標値については、市民の半数がワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう50%としました。
3 あらゆる暴力を許さない社会	市民意識調査において、配偶者や恋人などから暴力を受けたことがない人の割合	75.6% (平成29年度 市民意識調査)	100.0% (令和6年度 市民意識調査) 	配偶者や恋人などからのあらゆる暴力(身体的、精神的等)を許さない社会を実現するため、市民意識調査において、「あなたはこれまでに配偶者や恋人などから暴力を受けたことがありますか」との問いに「受けたことがない」と回答した人の割合を指標としました。目標値については、全ての暴力が無くなるよう100%としました。

※基準値については、令和元年度実施及び平成29年度実施の市民意識調査の結果を用いており、目標値については、令和6年度実施予定の市民意識調査の結果によるものとする。



參考資料



男女共同参画のあゆみ

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
1975年 (昭50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコ シティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1977年 (昭52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン	「婦人関係行政推進連絡会 議」設置	
1979年 (昭54)	国連第34回総会「女子差別撤 廃条約」採択		「三重県婦人対策の方向」 (県内行動計画)策定	
1980年 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年世 界会議開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動 プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭56)		「国内行動計画後期重点目標」策 定		
1984年 (昭59)				「婦人に関する施策の連絡及 び調整の窓口」を教育委員会社 会教育課に設置
1985年 (昭60)	「国連婦人の10年」ナイロビ 世界会議「西暦2000年に向け ての婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	三重県婦人問題推進協議会 から「三重県の婦人対策に関 する提言」提出	「婦人問題懇話会」を社会教育課 が実施
1986年 (昭61)				「四日市市婦人問題懇話会」が 発足
1987年 (昭62)		「西暦2000年に向けての新国内 行動計画」策定	「みえの第2次行動計画ー アイリスプラン」策定	
1988年 (昭63)				「四日市市婦人問題懇話会」が 婦人問題の現況及び問題点を 提言にまとめて市長に報告 「四日市市婦人問題研究会」が 発足
1989年 (平元)		学習指導要領改訂(高等学校家庭 科の男女必修等)		
1990年 (平2)	国連経済社会理事会「婦人の地 位向上のためのナイロビ将来 戦略に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結論」採択			「四日市市婦人問題研究会」か ら女性の地位向上を目指し、6 つの基本的な課題について提 言
1991年 (平3)		「育児休業法」公布		「四日市市婦人問題研究会」の 提言を受けて、女性行政担当課 設置を検討
1993年 (平5)	国連第48回総会「女性に対す る暴力の撤廃に関する宣言」採 択			市民部に「女性課」を設置 「四日市市女性施策プランづ くり懇話会」が発足 市役所女性職員による「女性施 策検討会議」を開催
1994年 (平6)		男女共同参画室・男女共同参画審 議会(政令)・男女共同参画推進本 部設置	三重県女性センター開館	
1995年 (平7)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動要領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制 度の法制化)	「みえの男女共同参画推進 プランーアイリスプラン2 1」策定(第3次)	「21世紀に向けての四日市市 女性施策プラン」を策定
1996年 (平8)		男女共同参画推進連携会議(えが りてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」 策定		「女性センター」を本町プラザ に開設、それと同時に女性課を 女性センター内に移転

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
1997年 (平9)		男女共同参画審議会(法律)設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布		「四日市市ファミリー・サポート・センター」を開設
1998年 (平10)			アイリス21 推進連携会議 (アイリスネットワーク)設置	
1999年 (平11)		「男女共同参画社会基本法」公布 「食料・農業・農村基本法」公布 (女性の参画の促進)	男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」	「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」改定に着手
2000年 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	三重県男女共同参画推進懇話会から提言 「三重県男女共同参画推進条例」公布 「日本女性会議2000津」開催	
2001年 (平13)		内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布 「育児休業法」改正 第1回男女共同参画週間	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称	
2002年 (平14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	「三重県男女共同参画基本計画」策定 「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定	「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」を策定
2003年 (平15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成	「四日市市男女共同参画推進協議会」を設置 「四日市市男女共同参画都市宣言」
2004年 (平16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
2005年 (平17)	第49回国連婦人の地位委員会 国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定	「四日市市男女共同参画推進協議会」が「四日市市男女共同参画推進条例(仮称)の骨子に関する提言」を市長に提出
2006年 (平18)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」策定	「四日市市男女共同参画推進条例」(公布3/28 施行4/1) 「女性課」、「女性センター」を「男女共同参画課」、「男女共同参画センター」に改称(4/1) 「四日市市男女共同参画審議会」を設置(7/1) 同審議会へ男女共同参画推進基本計画について諮問 条例制定記念「つどい」事業、内閣府奨励事業を開催 男女共同参画センターの愛称を「はもりあ四日市」に決定(10/1) 男女共同参画に関する市民意識調査を実施

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
2007年 (平19)		「配偶者暴力防止法」改正	「三重県男女共同参画基本計画(改訂版)策定 みえチャレンジプラザを開設 「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定	「四日市市男女共同参画審議会」から「男女共同参画推進基本計画」について答申
2008年 (平20)		男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)元年」と位置づけ		
2009年 (平21)		第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 「育児・介護休業法」改正	「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第2次改定	
2010年 (平22)	第54回国連婦人の地位委員会 「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定		「男女共同参画プランよっかいち」を策定
2011年 (平23)	UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)発足		「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第3次改定	「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	「四日市市男女共同参画審議会」から「四日市市 DV 防止基本計画(仮称)」について答申
2013 (平25)		「配偶者暴力防止法」改正 女性の活躍推進を成長戦略の中核とする「日本再興戦略」閣議決定		「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」を策定 男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2014 (平26)	第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」開催	「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定 輝く女性応援会議 in 三重開催 女性の活躍推進三重県会議設立	「四日市市男女共同参画審議会」から「(仮称)次期男女共同参画基本計画」の考え方について答申
2015 (平27)	第59回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合(ニューヨーク) UN Women 日本事務所開設 国連「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAWI2015)開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定	女性の活躍推進三重県会議1周年記念大会開催	「男女共同参画プランよっかいち2015~2020」策定
2016 (平28)	G7伊勢志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」採択	「育児・介護休業法」改正 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定	「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定 WIT2016 開催	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく四日市市特定事業主行動計画」策定

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
2017 (平29)		「育児・介護休業法」改正 「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第5次改定 「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画(改訂版)」策定	
2018 (平30)		「女性活躍加速のための重点方針2018」策定		「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期 平成30(2018)年度～平成32(2020)年度」策定
2019 (令元)		「女性活躍加速のための重点方針2019」策定		男女共同参画に関する市民意識調査及び企業意識・実態調査を実施
2020 (令2)	第64回国連婦人の地位委員会 「北京+25」記念会合(ニューヨーク)	「第5次男女共同参画基本計画」策定		「四日市市男女共同参画審議会」から「(仮称)次期男女共同参画基本計画」の考え方について答申
2021 (令3)			「第3次三重県男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画プランよっかいち2021～2025」策定

○男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日）（法律第七十八号）

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣

議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(以下略)

○四日市市男女共同参画推進条例（平成18年3月28日条例第6号）

前文

私たちが目指す社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は21世紀の最重要課題の一つである。

四日市市では、「四日市市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできたが、現状においては、性別にかかわる差別及び男女の固定的な役割分担意識その他これらに基づく制度及び慣行は根強く、男女共同参画の推進の妨げになっている。

このような認識から、私たちは、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野において市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、社会の様々な分野で、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（基本理念）

第3条 本市における男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の社会の様々な分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われること。

（市の責務）

第4条 市は、社会の様々な分野における活動に参画する機会について男女間の格差を積極的に是正するなど、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策について、市民及び事業者と協力し、及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

4 市は、男女共同参画推進施策に関し、国、県等に対して様々な働きかけを積極的に行うとともに、その実施について国、県等と協力し、及び連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その雇用における男女の平等な機会及び待遇を確保するなど、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、職業生活における活動及び家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による差別的取扱いの禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) 職場その他の社会的関係において、他人を不快にさせ、かつ、個人の就業環境その他の生活環境を害する性的な言動

(3) 前号に規定する言動を受けた個人の労働条件等に対して不利益を与える対応

(4) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動

(広報等における表現への配慮)

第8条 何人も、広報、報道、広告その他の広く市民を対象とした媒体における表現について、第3条に規定する基本理念に配慮するよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。

3 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画を推進するための措置)

第10条 市は、政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を委嘱し、又は任命する場合には、委員の構成に配慮するなど男女の意見が広く取り入れられるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、市職員について、市の政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女の平等な参画の機会が確保されるよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者に対し、方針の立案から評価に至るまでの各過程における男女共同参画を推進するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動及びその他の活動の両立支援)

第11条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動の両立を円滑にできるようにするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第12条 市は、必要があると認めたときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じ必要な助言を行うことができる。

(教育及び学習に対する措置等)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため、教育及び学習の場において必要な措置を講ずるとともに、必要な普及広報活動を行うよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第14条 市は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活ができるように情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的理解及び協力)

第15条 市は、国際的な理解及び協力の下に男女共同参画を推進するため、海外の地域等との情報交換その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談の申出への対応)

第16条 市は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見、苦情等の申出への対応)

第17条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見、苦情等を市に申し出ることができる。

2 市は、前項による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市は、前項の対応を行うに当たって必要があると認めたときは、四日市市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第18条 市は、基本計画を策定し、及び男女共同参画推進施策を実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第19条 市は、毎年度1回、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設として四日市市男女共同参画センターを設置する。

第4章 四日市市男女共同参画審議会

(四日市市男女共同参画審議会の設置)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査、評価及び審議するため、四日市市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査、審議及び答申をするものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められた事項について調査及び審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第22条 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

（委員）

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第24条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第25条 審議会は、第17条第1項の規定による意見、苦情等その他専門の事項を調査、評価及び審議するため必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて専門の知識を有する者のうちから、市長の委嘱により、専門委員を置くことができる。

第5章 補則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（以下略）

➤ 用語解説

用語	解説
あ行	
SDGs (エス・ディー・ シーズ)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標。2015 年 9 月の国連サミットで全会一致で採択された。
か行	
キャリアアップ	現状よりも高い専門的知識や能力を身につけ、経歴を高めること。転職等により高い地位や高給職を得ること。
固定的性別役割分 担意識	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に代表されるような、本来、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
さ行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があり、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」がある。このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーの視点	「社会的文化的に形成された性別」(ジェンダー)が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。 このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあり、その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。
ストーカー行為	同一の者に対し、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。
セクシュアル・ハ ラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。

用語	解説
た行	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者からの暴力)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
デートDV	交際相手からの暴力(DV)のこと。暴力には、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」だけでなく、ばかにしたり無視し続けたりするなどの「精神的暴力」、借りたお金を返さないなどの「経済的暴力」、性的な行為を強要するなどの「性的暴力」、親族や友人との付き合いを制限するなどの「社会的暴力」などがある。
テレワーク	ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。離れたところ「tele」と働く「work」を合わせた造語である。
は行	
働き方改革	働く人たちが個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。我が国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大、意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが不可欠であるという考えのもと、取り組みを進めている。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

男女共同参画プランよっかいち
2021～2025
基本計画

令和3年3月 四日市市
担当 四日市市 市民文化部 男女共同参画課
〒510-0093 四日市市本町9番8号
電話 059-354-8331 FAX 059-354-8339